

## 信託セミナー

## 令和4年度税制改正について

財務省主税局総務課企画官  
(現 財務省主税局税制第三課主税企画官) 和田 良 隆



## — 目 次 —

## はじめに

1. 税財政の現状
2. 賃上げ促進税制
3. オープンイノベーション促進税制
4. 5G 導入促進税制
5. 住宅ローン控除
6. 円滑・適正な納税のための環境整備
  - (1) 適格請求書保存方式の導入
  - (2) 税理士制度の見直し

- (3) 記帳水準の向上のための措置
- (4) 財産債務調書制度の見直し
- (5) 登録免許税及び自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設
- (6) 信託に関する受益者別（委託者別）調書の記載要領の見直し
7. 新たな沖縄振興等に向けた措置
8. 今後の検討課題
9. 税に対する理解を深めるための取組事例

## はじめに

財務省主税局総務課の和田と申します。本日は、このような説明の機会をいただき、ありがとうございます。

令和4年度税制改正については、令和3年12月24日に「令和4年度税制改正の大綱」が閣議決定され、その後、法律案の国会提出、国会審議を経て、令和4年3月22日に「所得税法等の一部を改正する法律」が可決・成立しました。主な改正事項は、賃上げ促進税制、オープンイノベーション促進税制、5G 導入促進税制、住宅ローン控除、円滑・適正な納税のための環境整備、および新たな沖縄振興

等に向けた措置の6項目です。

## 1. 税財政の現状

具体的な改正事項の説明に先立ち、税財政の現状について説明します。資料1頁は国の一般会計の税収の推移を表したものです。平成2年に60.1兆円を記録した後は、少し低迷していましたが、直近では上昇傾向にあり、令和2年度の税収決算額は60.8兆円と、過去最高を記録しています。

税収の内訳を見ると、平成2年には所得税が26兆円で最大の税目でしたが、令和2年には、消費税率が引き上げられたこともあり、

消費税が21兆円と初めて最大の税目になりました。

資料2頁は、歳出総額と公債発行額を含めた一般会計を示したものです。補正予算も含めた歳出総額が140兆円を上回る状況が令和2年度および令和3年度の2年にわたって続いています。

令和4年度の当初予算額は107.6兆円です。この額には新型コロナウイルス感染症対策予備費5兆円が含まれていますが、これを差し引いても100兆円を上回る規模で推移しています。そのため、税収は堅調に推移している一方で、公債発行額も多い状況が続いています。

資料3頁は普通国債残高の状況を示したのですが、令和3年度予算の補正後の普通国債残高が1,004兆円となっており、令和4年度末には1,026兆円に達する見込みになっているわけです。

資料4頁は、一般政府の債務残高をGDP比で国際比較したのですが、日本は主要先進国の中でも非常に厳しい状況にあります。直近ではコロナ禍により各国で債務残高の比率が上がっていますが、コロナ禍以前には、ドイツのように債務残高比率を着実に低下させてきていた国もありました。

資料5頁は、いわゆる国民負担率（対国民所得比）の国際比較になります。日本の負担率は社会保障負担と租税負担の合計で、44.3%です。租税負担のみに限れば負担率は26.1%で、高福祉高負担の欧州諸国に比べるとまだ低いという捉え方もできるかと思います。租税負担のうち、消費税や所得税といった内訳の負担率も、諸外国に比べて低めに出ている傾向があります。

資料6頁は、OECD諸国における社会保障

支出と国民負担率の関係を示したものです。横軸が国民負担率、縦軸が社会保障支出を示しています。日本は、現状の傾向のまま推移すると、2060年に向けて母集団から離れた方向に移動すると推計されています。母集団に近づけていくには、国民負担率を引き上げるか、給付の伸びを抑制するか、あるいは両方を組み合わせていく必要があります。

## 2. 賃上げ促進税制

ここからは、令和4年度税制改正の内容について説明させていただきます。1つ目は、賃上げ促進税制の見直しについてです。令和4年税制改正の最も大きな内容は、この賃上げ促進税制であると考えています。

昨年11月、第3回「新しい資本主義実現会議」において、岸田内閣総理大臣が、業績がコロナ前の水準に回復した企業について、資料7頁のとおり「3%を超える賃上げを期待している」と発言しました。

賃上げ率は、アベノミクスが始まってからは2%台で推移していましたが、コロナ禍の影響もあり、2020年、2021年と低下していました。岸田内閣総理大臣は、低下している賃上げ水準を思い切って反転させることが、新しい資本主義の時代にふさわしいという考えを示しました。

上記を踏まえて実際に措置された賃上げ促進税制の改正内容は資料8頁のとおりです。大企業については、改正前は2階建ての制度になっており、継続雇用者のボーナスを含む給与総額を3%増やした場合には税額控除率が15%となり、さらに教育訓練費を2割増やした場合には税額控除率が5%上乘せられ、税額控除率は最大20%となる制度でした。改

正後は、賃上げ率が4%以上となった場合には税額控除率がさらに10%上乘せされることとなり、最大30%まで税額控除を受けられる3階建てとなるよう、制度が拡充されました。また、中小企業についても、改正前は最大税額控除率が25%だったところ、大企業と同様に3階建ての制度とすることで、最大40%の税額控除が可能となりました。

なお、大企業のうち、資本金10億円以上、かつ、常用の従業員数1,000人以上の企業には、マルチステークホルダー経営宣言を実施していただくこととなっており、この点が今回の賃上げ促進税制の改正における特徴の一つです。

資料9頁はマルチステークホルダー宣言の内容を示したものです。マルチステークホルダー宣言とは、各企業が従業員や取引先をはじめとする様々なステークホルダーに対して行う取組みについて、自ら宣言することです。

具体的には、給与の支給額の引き上げ方針や人材育成の方針といった従業員への還元、取引先との適切な関係の構築の方針等を自ら作成して経済産業省に提出いただきます。その受領書の写しを申告書に添付することで、本税額控除制度の適用が受けられることになります。租税特別措置の中で、このような宣言をしていただくことを要件とすることは過去にも例がなく、大変ユニークな制度となっています。

資料10頁および11頁は、大企業と中小企業それぞれに係る賃上げ促進税制の改正前後の違いを、資料12頁は平成25年度以降の賃上げ税制等の概要を、それぞれまとめております。

特定税額控除規定の不適用措置についても見直しを行っています。資料13頁が改正前の制度と見直しの内容を示したものです。改正

前は、資本金1億円超の大企業で所得金額が前年度の所得金額を超える場合に、継続雇用の給与総額が前年度を下回り、かつ国内の設備投資額が減価償却費の3割を下回ると、研究開発税制や地域未来投資促進税制等、一定の税額控除制度の適用を停止することとなっていました。

今回、賃上げをより強力に進めていく観点から、従来までの措置に加えて追加的な措置を講じています。マルチステークホルダー経営宣言の対象企業と同じく、資本金の額10億円以上、常用の従業員数1,000人以上で、前年所得が黒字かつ当期の所得金額が前年の所得金額を超える企業において、給与の増加割合が1%未満（令和4年度においては0.5%未満かつ、②投資については国内設備投資額が、減価償却費の3割以下）となった場合についても、新たに本不適用措置の対象となりました。

新たに追加された要件に該当する企業の数にはさほど多くないと理解していますが、政府の賃上げに対する意気込みを反映しているものと理解いただければ幸いです。

資料14頁は平均賃金の国際比較を示したものです。残念ながら、日本は実額ベースの平均賃金が30年間横ばいでした。また、資料15頁の労働者1人当たりの年間教育訓練費支出額を見ても、長らく横ばい傾向で、足元では少し減少してきています。また、教育訓練費の支出がない企業の割合が41%から50%と、かなりの割合を占めています。

資料16頁は無形資産投資の国際比較です。このうち経済的競争力投資には、人材投資・経営組織改革投資が含まれていますが、日本は他国と大きく離れ、最下位のまま推移してきました。

資料17頁は企業のマークアップ率等、企業の現状に関するデータの国際比較を示したものです。マークアップ率を例にとると、人材投資に力をあまり入れられなかったことも要因となり、1980年から2016年までの伸び率が、他の先進国より小さくなっています。

資料18頁は、昨年10月の岸田内閣総理大臣の所信表明演説と、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードの最新版です。所信表明演説では、岸田内閣総理大臣から「企業が、長期的な視点に立って、株主だけではなく、従業員も、取引先も恩恵を受けられる『三方良し』の経営を行うことが重要」との発言がありました。また、コーポレートガバナンス・コードの基本原則2においても、「会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべき」とされています。

資料19頁は、これまで説明した統計や、あるべき経営の姿に関する考え方を踏まえた、成長と分配の好循環の概念図です。企業の収益を、賃金や教育訓練費として従業員のためにしっかりと使い、人的投資や労働分配率の向上に努めること、さらに物件費・委託費も適切に支出することで、下請けやフリーランス等との取引の適正化に努めることが示されています。利益については、稼ぐ力を生み出す無形・有形資産の獲得として、イノベーション、トランスフォーメーション及びマークアップ率の向上を図っていくことが重要であることを示しています。また、企業収益から社会保険料と法人税をいただいている政府と

しても、研究開発やリカレント教育等の側面の支援を行い、企業の将来の収益増につなげていくことで、好循環を作り出すことを目指しています。

資料20頁は令和4年度税制改正大綱の抜粋です。「未来への投資等に向けた経済界への期待」として、これまで説明したデータや概念が反映されています。「リスク回避や横並びの意識を排してアニマルスピリッツを取り戻し、イノベーションに挑戦することが期待される」との記載に、与党税制調査会から企業に対してのメッセージが込められています。

### 3. オープンイノベーション促進税制

続いて、オープンイノベーション促進税制の見直しについて説明します。資料21頁は見直しの概要を示したものです。オープンイノベーション促進税制は、イノベーションに取り組んでいく上で、スタートアップ企業と大企業等との協働が重要であるという認識に立ち、令和2年度税制改正において創設されました。今回、本制度の適用期限を延長した上で、利便性向上の観点から見直し・拡充を行いました。

本制度は、事業会社がスタートアップ企業に出資して株式を取得する際に、取得価格の25%を所得控除するものです。改正前は、対象となるスタートアップ企業は設立後10年未満の企業に限られており、事業会社は取得した株式を5年間保有する必要がありました。今回の見直しにより、研究開発型のスタートアップ企業については設立後15年未満の企業まで対象に含まれることとなり、事業会社における株式保有期間についても、3年間に短



縮されました。

本制度を活用した投資案件数は120件程度、出資金額ベースで350億円程度であり、着実に活用されている状況と認識しています。今回の見直しにより、本制度をさらに活用いただき、それがさらなるイノベーションの創出につながることを期待しています。

#### 4. 5G 導入促進税制

次に、5G 導入促進税制の見直しについて説明します。資料22頁は見直しの概要を示したものです。本制度も、オープンイノベーション税制と同じく、令和2年度税制改正において創設された制度です。今回、岸田内閣総理大臣からデジタル田園都市国家構想が示されており、その実現に向けた見直しを行うとともに、適用期限を3年間延長しました。

全国キャリア向けの制度について、改正前は15%の税額控除率が一律に適用されていましたが、デジタル田園都市国家構想に資する観点から、15%の税額控除率を適用する要件を、過疎地等の条件不利地域向けの整備に限定した上で、税額控除率を3年間にわたり段階的に引き下げることとしました。

この見直しにより、デジタル田園都市国家構想に沿った整備を可能にするとともに、税額控除率を段階的に引き下げること、前倒しで整備を進める方が有利となり、5Gの整備を加速するインセンティブに繋がることを目指しています。

また、ローカル5G 免許人についても、全国キャリアと同様に、税額控除割合を15%から段階的に引き下げる見直しを行っています。

#### 5. 住宅ローン控除

次に、住宅ローン控除の見直しについて説明します。令和4年度税制改正では、住宅ローン控除制度の適用期限を延長し、所要の見直しを行いました。改正前の制度は、消費税率を10%にした際の反動減対策の観点で整備されていましたが、今回の改正で制度趣旨が変わりました。

資料23頁は、国土交通省が作成した、脱炭素社会に向けた住宅の省エネ対策のあり方・進め方の概要を示したものです。2020年に、菅前内閣総理大臣が、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを踏まえ、2050年までに目指すべき住宅・建築物の姿として、省エネ分野ではストック平均でZEH・ZEB 基準の水準の省エネ性能が確保されること、再生エネルギー分野では太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入が一般的になることが示されています。この考え方が、今回の住宅ローン控除制度見直しの背景の一つとなっています。

今回の見直しのもう一つの背景としては、会計検査院による指摘があります。指摘の根拠となった会計検査院による検証状況は資料24頁のとおりです。住宅ローン控除制度の控除率である1%を下回る金利で住宅ローンを借り入れている方の割合が、78.1%に上がることが分かりました。住宅ローンの借入金利が控除率を下回ると、毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息を上回ることから、本来必要のない住宅ローンを敢えて組むことや、住宅ローン控除制度の適用期間終了まで住宅ローンの繰上返済をしない動機付けになっていると指摘され、問題視されていました。

以上二つの背景を踏まえ、令和4年度税制

改正において、資料25頁に記載のとおり、適用期限の延長とともに制度の見直しを行いました。2050年カーボンニュートラルの実現に向けた措置としては、省エネ性能の高い認定住宅等について、借入限度額を上乗せしました。改正前は一般住宅と認定住宅の二つの区分がありましたが、今回の改正により、省エネ性能の高い住宅に誘導する趣旨で、省エネ基準適合住宅と ZEH 水準省エネ住宅の区分を新設し、控除額が段階的に引き上がる構造としました。

会計検査院の指摘への対応としては、控除率が1%から0.7%に引き下げられることになりました。一方で、影響を一定程度緩和するため、新築住宅について控除期間を10年から13年に延ばす等の改正が行われました。

住宅関連の税制では、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直しも併せて行われています。資料26頁のとおり、同制度については、令和元年10月の消費税率引上げに伴う反動減対策として、一定要件を満たした新築住宅・既存住宅については、非課税限度額を上乗せする措置が講じられており、直近では1,500万円の非課税枠が設けられていました。反動減対策は役割を終えたことから、今回の改正により、非課税枠を1,000万円に引き下げました。

## 6. 円滑・適正な納税のための環境整備

次に、円滑・適正な納税のための環境整備について6点説明します。

### (1) 適格請求書保存方式の導入

まず、消費税の適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入についてです。

インボイス制度の概要は資料27頁のとおりです。本制度は、消費税の軽減税率導入に伴い、令和5年10月から導入が予定されており、利用にあたっては、追加の記載事項を伴う適格請求書が必要となります。そして、この適格請求書は、課税事業者でなければ発行できないこととなります。

消費税の軽減税率制度が創設された平成28年の改正法の附則として、インボイス制度に関する事業者の準備状況や事業者取引への影響を検証することが定められました。このため、令和3年に、この附則に基づく検証を行いました。

資料28頁は、事業者の準備状況に関する検証結果を示したものです。これまで、各種団体の協力を得ながら実施してきたインボイスの導入に向けた説明会において、様々なアンケート調査を行っていましたが、本資料はその結果を取りまとめたものです。

取引先との相談やシステム改修といった本格的な取組みを行う時期については、令和5年10月の制度開始から1年程度前を皮切りに実施予定である事業者が多く、この検証作業を行った段階では、本格的な準備には至っていない事業者が多かったようです。

一方で、説明会の効果としては、参加した事業者の約9割から、「理解が進んだ」との回答をいただいています。具体的な事業者の声として、「インボイス」という新たな書類を一からつくるのではなく、現行でも使用している市販の請求書の様式に課税事業者の登録番号を追加すればよいと分かったといった意見がありました。また、我々があまり想定していなかったものとして、簡易課税を利用されている事業者から、インボイス制度導入後も、引き続きインボイスの保存を要件とす

ることなく仕入税額控除ができることが分かったという声がありました。誤解を解消する観点からも、周知が非常に重要だと感じているところです。

今後の取り組みの方向性としては、引き続きプッシュ型で情報発信を行う他、中小企業庁や商工会議所、あるいは税理士会とも相談させていただきながら、インボイス対応の経営相談ができる仕組みを整備していきたいと考えています。

資料29頁は事業者の取引への影響に関する検証結果を示したものです。インボイス制度が導入されることで、免税事業者の方々が行う取引に大きな影響が及ぶのではないかとこの懸念がありますが、社会における取引の内容を見ると、必ずしも全体的に影響が及ぶわけではありません。まず、インボイスは事業者間の取引の際に必要なため、事業者が消費者と行う取引については基本的には影響がありません。売上高1,000万円以下の事業者が行う取引の6割程度は消費者の取引と言われており、この部分については、インボイスは不要です。

また、事業者間取引についても、課税売上高5,000万円以下の簡易課税事業者はインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能であるため、インボイス制度導入による影響は基本的にはあまり想定されません。

問題は、免税事業者が本則課税の適用事業者と取引している場合です。この場合、軽減税率導入の際に設けられた経過措置として、当初の3年は8割、その後の3年は5割の仕入税額控除が可能となっています。免税事業者におかれては、この期間内に様々な準備や決断をしていただくことになると考えています。

資料30頁は、一人親方と取引のある建設業や、IT、出版、生命保険、映像・動画・広告制作といった、免税事業者と取引の多い業界の事業者を実施したアンケート結果を示したものです。「条件を変えずに取引を継続」との回答が半分程度を占め、「免税事業者との取引をやめる」との回答は2%以下と少ないため、一定程度は安心できる結果であると考えています。

一方で、「関係法令を踏まえ、これまでの取引価格を変更できないか検討」、「課税事業者になるよう提案」といった回答も一定程度あります。この点を踏まえ、優越的地位の濫用や下請法違反にあたる行為が行われないよう、発注者側が遵守すべき独占禁止法などといった関係法令のルールを分かりやすい形で周知していく必要があります。現在、公正取引委員会や中小企業庁等の関係省庁と事例研究をしており、将来的にはその結果を事業者に対してお示ししていくことが重要と考えています。

なお、消費税のインボイス制度に係る登録手続について、令和4年度税制改正において見直しがありました。資料31頁のとおり、改正前は、適格請求書発行事業者の登録について、制度が始まる令和5年10月1日の属する課税期間に限り、課税期間の途中からの登録を可能とし、その後は課税期間の途中からの登録は不可となっていました。今回の改正において、利便性向上のため、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間においても課税期間の途中からの登録を可能とする改正を行っています。

## (2) 税理士制度の見直し

続いて、税理士制度の見直しについて説明

します。ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化等、税理士を取り巻く環境の変化に対応するため、資料32頁のとおり見直しを行っています。

ICT化とウィズコロナ時代への対応として、税理士の業務におけるICT化の推進を税理士法の努力義務規定に入れたほか、事務所設置規制について、物理的な事務所判定基準を撤廃することで、テレワーク等の新しい働き方に即した改正を行っています。

また、多様な人材の確保の観点からの措置も行いました。税理士試験の受験資格がやや厳しく、他の資格試験に比べて若年層の受験が限定的であったことを踏まえ、会計学科目の受験資格の不要化や、税法科目の受験資格に一般的な社会学あるいは統計学などを追加する等、履修科目要件を緩和する改正を行っています。

また、税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備として、税理士法人の業務範囲を拡充して、成年後見業務、租税に関する教育・普及業務を追加する改正を行いました。また、懲戒処分相当の行為を行った税理士が処分前に廃業する、いわゆる懲戒逃れへの対応として、元税理士に対する「懲戒処分相当であったことの決定」処分の創設等も行っています。

### (3) 記帳水準の向上のための措置

次に、記帳水準の向上のための措置について説明します。令和3年度税制改正においても、電子帳簿保存法等の改正を行いましたが、さらなる記帳水準の向上のため、令和4年度税制改正においても二つの措置を講じています。

一つ目は、過少申告加算税と無申告加算税

の加重措置の整備です。割合としては高くありませんが、帳簿を全く保存していない、あるいは帳簿に収入をほとんど記載していない納税義務者も存在します。そのような場合、税務調査に支障があるだけでなく、適正に申告している納税義務者との公平性の問題も生じます。

以上を踏まえ、令和4年度税制改正において、資料33頁のとおり、帳簿の不記帳や不保存があった納税義務者に課される過少申告加算税または無申告加算税を10%加重する措置を講じています。また、記載の不備についても、収入の5割以上が不記載の場合には帳簿不保存の場合と同じく10%、収入の1/3以上が不記載の場合には5%を加重することとしました。

記帳水準の向上のための二つ目の措置として、証拠書類のない簿外経費への対応策を講じています。税務調査の際や調査の後、簿外で経費があると主張される納税義務者がごくまれにいますが、これまでの税法の枠組みでは、税務当局側が簿外経費について存在しないことを立証しない限り、簿外経費を認めざるを得ませんでした。そのため、不誠実な納税者に対する対応に困難を来していました。

令和4年度税制改正において、判例や実務の流れを踏まえ、事後的に簿外経費を主張される納税義務者に対しては、立証責任を負ってもらう見直しを講じました。

具体的な見直しの内容は資料34頁のとおりです。納税義務者が申告の際に所得金額の計算の基礎としていなかった間接経費の額については、保存されている帳簿書類等により、明確に立証しなければならないこととし、帳簿書類等がなく、税務署による反面調査でも明らかにならない場合は、損金に算入しない



こととしました。

#### (4) 財産債務調書制度の見直し

次に、財産債務調書制度の見直しについて説明します。改正前の財産債務調書制度は、所得が2,000万円を超え、財産の金額が総資産3億円以上または有価証券等の資産が1億円以上ある方には、年末時点で保有する財産・債務の明細を確定申告期限までに提出いただく制度でした。この制度では、仮に数十億円に上る高額な資産を保有していても、所得が2,000万円以下の方については、資産の移動状況を把握する手段がありませんでした。

この状況を踏まえ、令和4年度税制改正においては、資料35頁のとおり、現行制度で提出義務者となっている方に加え、総資産額が10億円以上の場合には、所得の多寡によらず財産債務調書を提出いただく見直しを講じました。なお、提出期限については、3月15日から6月30日とし、準備期間を確保しています。

#### (5) 登録免許税及び自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設

次に、登録免許税及び自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設について説明します。これまで所得税、法人税あるいは消費税といった様々な税金について、インターネットバンキングやクレジットカードでの納付が可能となりましたが、登録免許税と自動車重量税はもともと印紙納付の仕組みが基本になっていたこともあり、オンライン申請の場合に限ってインターネットバンキング納付が認められていました。令和4年度税制改正では、資料36頁のとおり、書面申請の場合も含めたキャッシュレス納付を可能としまし

た。

#### (6) 信託に関する受益者別（委託者別）調書の記載要領の見直し

円滑・適正な納税のための環境整備に関する措置として、最後に、信託に関する受益者別（委託者別）調書の記載要領の見直しについて説明します。これまで、本調書の信託財産の価額の欄については、財産評価基本通達等に基づく評価額を記載することとなっていました。受託者の事務負担も考慮し、評価が困難な場合には記載しなくてもよいこととされていたため、空欄のものが多く、税務当局としても申告審理や調査に有効活用することができないという問題が生じていました。

一方で、国外財産調書や財産債務調書等、他の調書に記載する財産の価額は、時価または時価に準ずるものとして見積価額を記載することとされています。具体的な見積価額は、土地であれば固定資産税評価額、非上場株式であれば決算書に基づく純資産評価額等とされており、財産の種類によって、財産評価基本通達等に基づく評価より簡便に評価できる価額があります。

令和4年度税制改正においては、本調書を一層有効に活用することで適正な課税を確保する観点から、資料37頁のとおり、国外財産調書等を参考として、信託財産の価額を財産評価基本通達等に基づいて評価することが困難な場合にも、信託財産の見積価額を記載することになりました。具体的に信託財産の見積価額として許容される価額は、今後、国税当局から明らかにされる予定です。

## 7. 新たな沖縄振興等に向けた措置

次に、新たな沖縄振興等に向けた措置について説明します。資料38頁は沖縄振興関連税制に基づく法人税関係の措置を示したものです。観光、情報通信、国際物流拠点、あるいは金融活性化等、様々な措置がありますが、基本的にはいずれの措置についても適用期限を延長しています。

資料39頁は、沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置の段階的廃止等に関する内容を示したものです。この特例措置は、1972年に沖縄が本土復帰した際の激変緩和策として設けられたもので、半世紀にわたり酒税が軽減されてきました。本土復帰50年を迎え、復帰に伴う激変緩和措置を続けることの是非について議論があり、さらには地元の酒類業界からも、段階的廃止の提言をいただいたことも踏まえ、泡盛に関しては10年をかけて、ビールに関しては約5年をかけて、段階的に廃止していくこととなりました。

## 8. 今後の検討課題

ここからは、今後の検討課題について説明します。

まず、新たな国際課税ルールについてです。資料40頁は、国際課税ルールに関する検討課題を示したものです。伝統的な国際課税の原則では、外国企業については物理的拠点(PE)の事業から生じた所得にのみ課税することとなっていますが、GAFA等をはじめ、市場国にPEを置かずにビジネスを行う企業に対しては、市場国で課税ができないという課題が顕在化しています。また、一部の国で低い法人税率や優遇税制により外国企業を誘致す

ることにより、各国の法人税収基盤が弱体化するという課題も生じています。

これらの課題に対しては、OECD・G20の「BEPS包摂的枠組み」において議論が進められ、昨年10月、2つの柱による解決策が合意されています。

第1の柱は、市場国への新たな課税権の配分です。今後の対応としては、2022年に多国間条約を策定して各国の国内法制に落とし込み、2023年に実施する目標が示されています。第2の柱は、グローバル・ミニマム課税です。これは、世界各国における法人税を、原則として15%以上にするというものです。今後の対応としては、2022年に各国が国内法制を整備し、2023年に実施する目標が示されています。日本においては、第1の柱と第2の柱のいずれも、令和5年度以降の税制改正で対応していく課題と認識しています。

金融所得課税についても、今後の検討課題が多く存在すると認識しています。資料41頁は令和4年度税制改正大綱の抜粋ですが、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要があるとの指摘がなされています。検討にあたっては、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行うということとされており、具体的な検討のポイントが明らかにされています。

資料42頁は、申告納税者の所得税負担率を示したものです。基本的に給与所得には累進税率が適用される一方、配当・譲渡所得は分離課税で、国税の所得税率は15%となってい

ます。高所得者層ほど所得に占める配当・譲渡所得の割合が高く、1億円以上の所得の方々は、加重平均を取ると分離課税分の15%に向けて所得税負担率が下がっていくため、公平性に関して懸念があります。

資料43頁は、主要国における給与所得課税と金融所得課税の概要を比較した資料です。アメリカのニューヨーク市では、配当や株式譲渡益に対して7.1%から34.8%までの税率で段階的に課税されることとなっており、英国も同様の構造となっています。ドイツは利子・配当・株式譲渡益に対する課税は単一の税率ですが、日本の税率よりは高くなっています。令和4年度税制改正大綱でも触れられているとおり、金融所得課税については、こうした諸外国の制度も踏まえて議論、検討することになります。

カーボンニュートラル実現に向けたポリシームックスも、検討すべき課題となっています。政府の議論も踏まえつつ検討していくことになります。令和4年税制改正の議論では、確定的に決まった事項はありませんが、現在、経済産業省と環境省においてそれぞれ審議会が設けられており、これらの議論も踏まえつつ、税制についても今後議論されることになります。

## 9. 税に対する理解を深めるための取組事例

最後に、税に対する理解を深めるための取組事例についてご紹介します。主税局としても、一般向けに分かりやすい広報をしていくことが重要と考え、税制の基本を解説したパンフレット「もっと知りたい税のこと」の動画を制作したほか、令和4年度税制改正の内容について説明したパンフレットを作成しています。また、人気キャラクターとのコラボや小学生向け自由研究の題材提供など、新たに若年層向けの取組みも行っています。

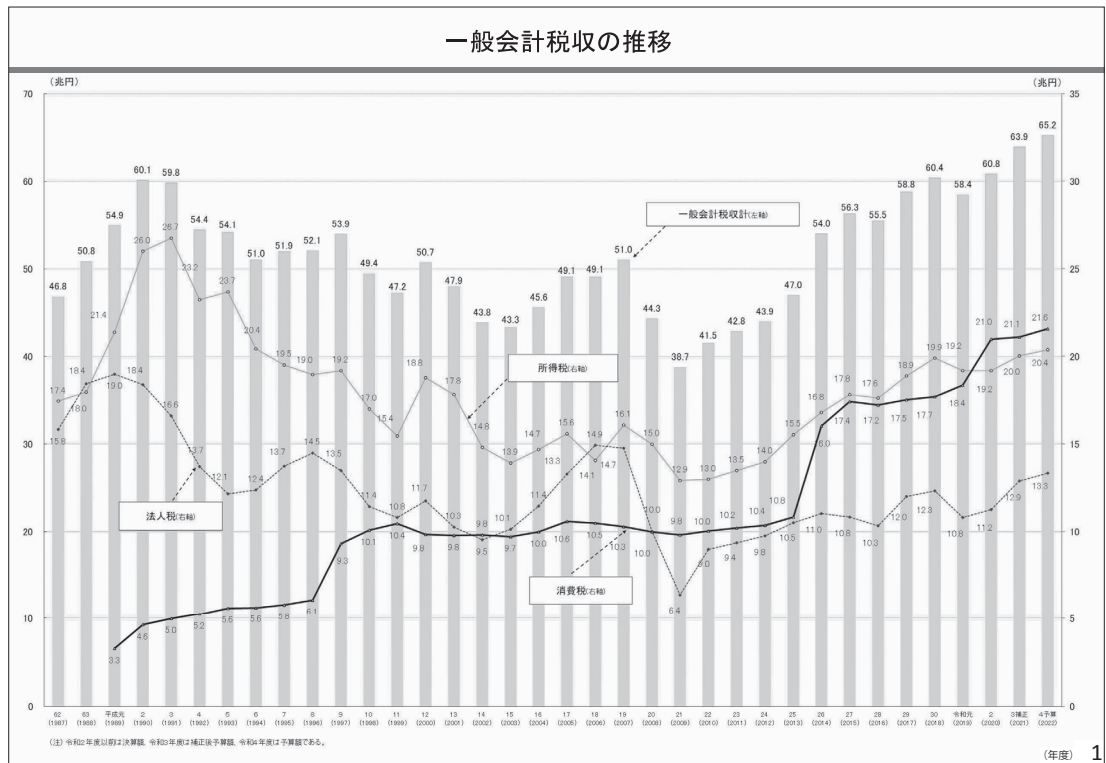
さらに、「税制メールマガジン」として、税制改正の内容や、諸外国の税制に関する情報を月1回の間隔で発信しています。ご関心があらわれましたら、「財務省 税制メールマガジン」で検索して、是非ご登録ください。

私からの説明は以上です。ご清聴ありがとうございました。

本稿は、令和4年5月27日に開催された信託セミナーにおける財務省主税局総務課企画官（現 財務省主税局税制第三課主税企画官）和田良隆氏の講演内容を取りまとめたものです。

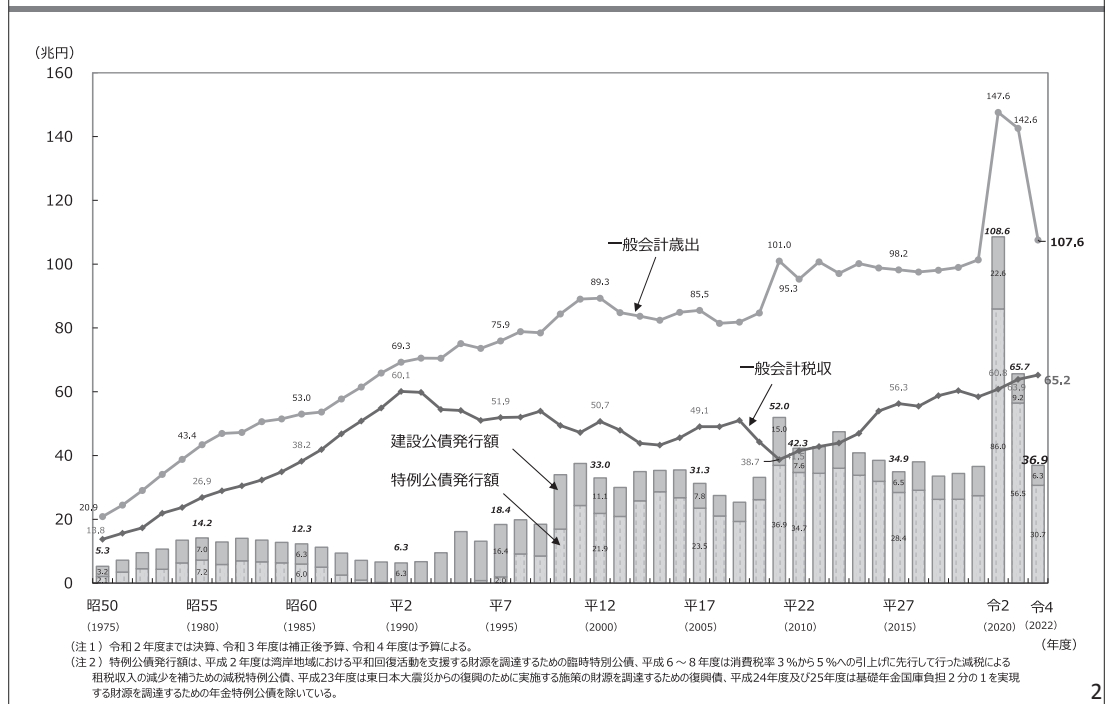
（わだ・よしたか）

## 〔資料〕



1

## 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

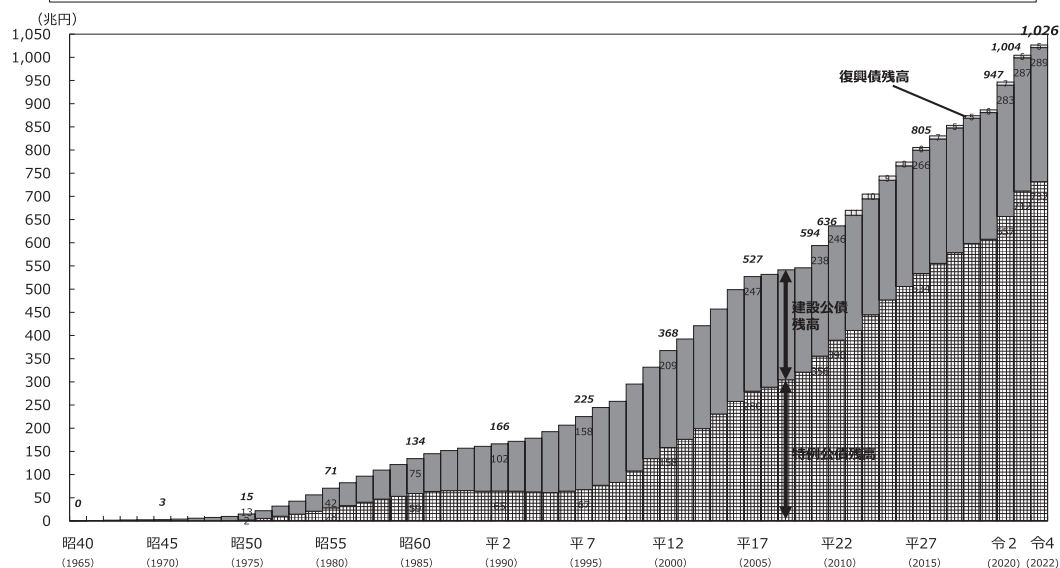


2



## 普通国債残高の累増

○ 普通国債残高は、累増の一途をたどり、令和4年度末には1,026兆円に上ると見込まれています。



(注1) 令和2年度までは実績、令和3年度は補正後予算、令和4年度は予算に基づく見込み。

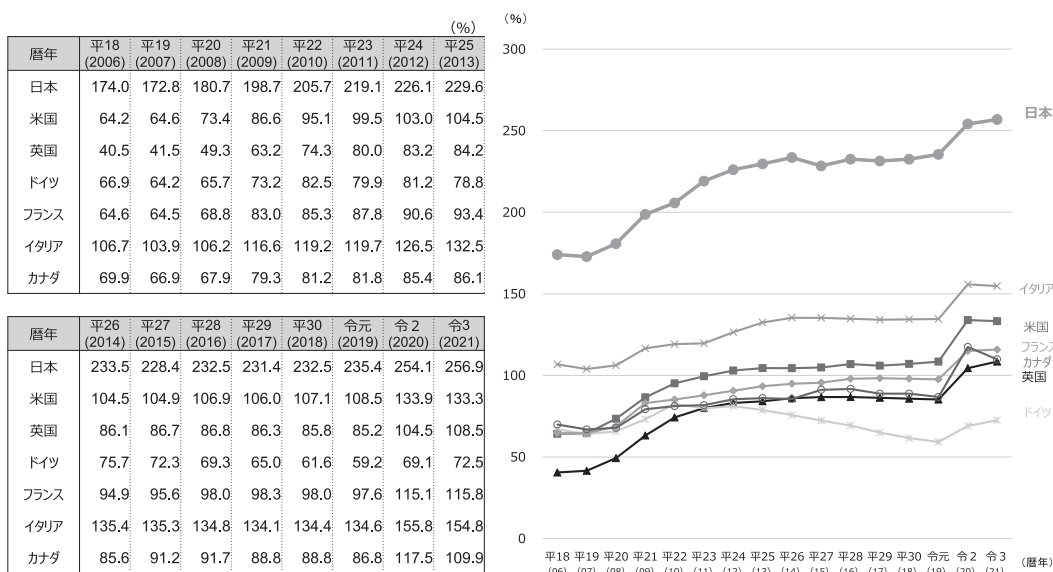
(注2) 普通国債残高は、建設公債残高、特別公債残高及び復興債残高。特別公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特別公債及び年金特別公債を含む。

(注3) 令和4年度末の翌年度借換のための前倒借換限度額を除いた見込額は1,006兆円。

(年度末)

3

## 債務残高の国際比較(対GDP比)

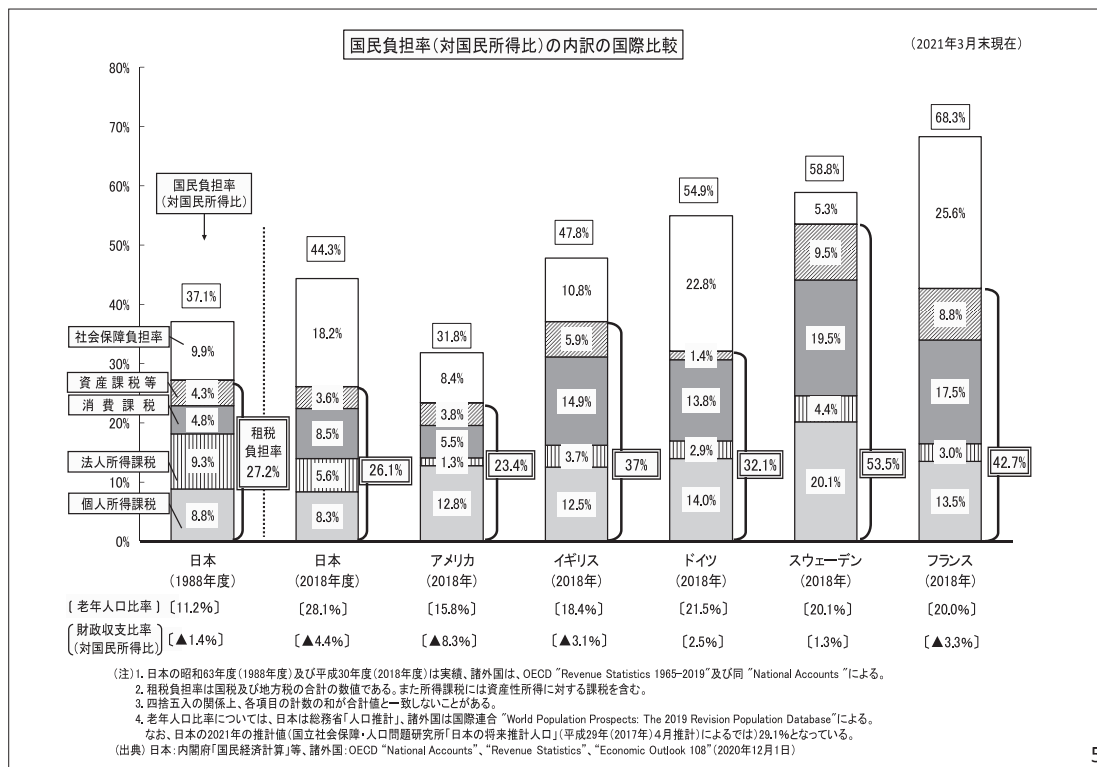


(出所) IMF "World Economic Outlook" (2021年10月)

(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2) 日本は2020年及び2021年、それ以外の国々は2021年が推計値。なお、2022年については、日本：252.3%、米国：130.7%、英国：107.1%、ドイツ：69.8%、フランス：113.5%、イタリア：150.4%、カナダ：103.9%と推計されている。日本について令和3年度補正予算及び令和4年度政府家によって見込まれる債務残高の増加が反映されていないことに留意が必要。

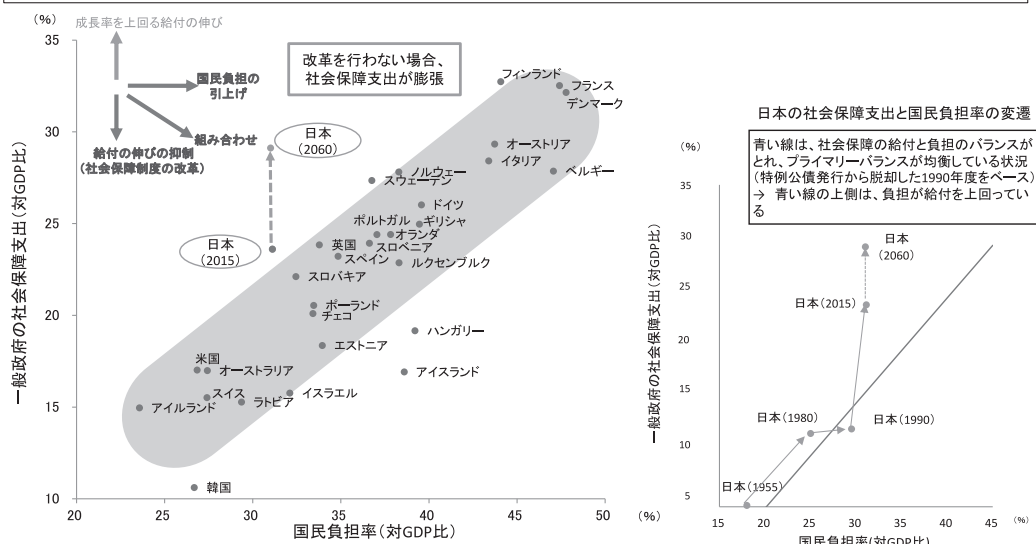
4



5

## OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係

○ 我が国は給付と負担のバランスが不均衡の状態に陥っており、制度の持続可能性を確保するための改革が急務となっている。



(出所) 国民負担率：OECD "National Accounts", "Revenue Statistics", 内閣府「国民経済計算」等。

社会保障支出：OECD "National Accounts", 内閣府「国民経済計算」, ただし、1955年の日本の値については、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」における社会保障給付費。

(注1) 数値は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2) 日本は、2015年度まで実績、諸外国は2015年実績(アスシスト、オーストラリアについては2014年実績)。

(注3) 日本の2060年度は、財政制度等審議会「超長期財政委員会報告書 我が国の財政に関する長期推計(改訂版)」(2018年4月6日)より作成。

(注4) 網掛け部分は、日本・諸外国の各座標とその回帰線からの距離の95%信頼区間を表している。

6

## 2022年春闘に向けた賃上げ期待の表明について

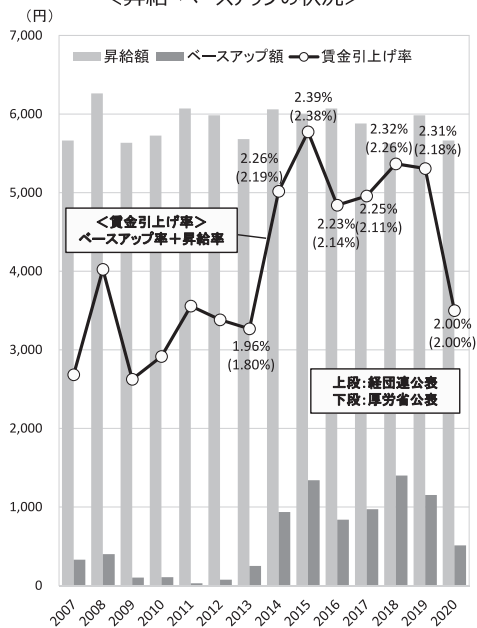
第3回「新しい資本主義実現会議」  
岸田総理のご発言  
(令和3年11月26日)(抜粋)

- 民間側においても、来年の春闘において、業績がコロナ前の水準に回復した企業について、新しい資本主義の起動にふさわしい、3%を超える賃上げを期待しています。

(中略)

- 経団連におかれましては、来年の春闘においては、2019年2.18%、2020年2.0%、2021年1.86%と低下する賃上げの水準を、思い切って一気に反転させ、新しい資本主義の時代にふさわしい賃上げが実現することを期待いたします。

## ＜昇給・ベースアップの状況＞



7

## 賃上げ促進税制について

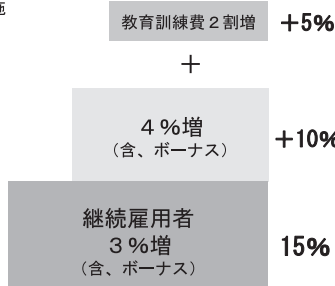
## 【R4改正】

## 大企業

※一定規模以上の企業は、  
マルチステークホルダー  
経営宣言を実施

(税額控除率)

最大30%

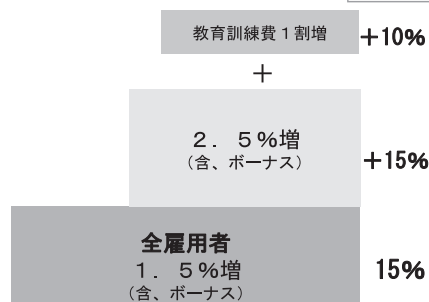


## 【R4改正】

## 中小企業

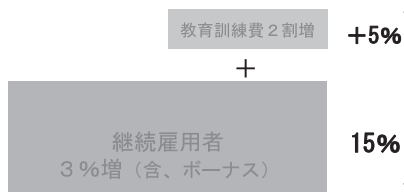
(税額控除率)

最大40%



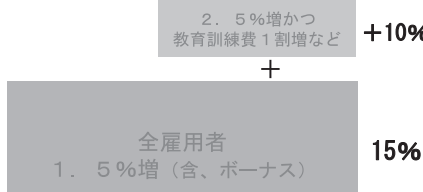
## 【H30改正】

最大20%



## 【R3改正】

最大25%

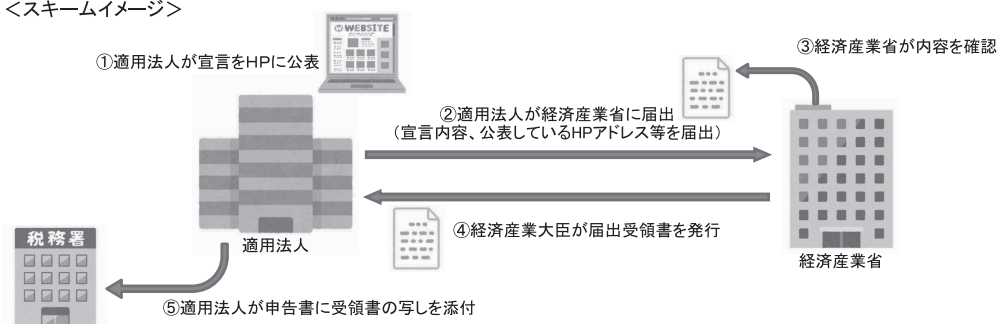


8

## マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みの宣言 (マルチステークホルダー経営宣言)

- マルチステークホルダー経営宣言とは、従業員や取引先をはじめとする様々なステークホルダーに対し、各企業がどのような配慮を行うか、自ら宣言することをいう。
- 具体的には、
- (1) 従業員への還元（「給与等の支給額の引上げの方針」、人材育成の方針 等）
  - (2) 取引先への配慮（「取引先との適切な関係の構築の方針」）
- をはじめ、各企業が自社の様々なステークホルダーに対し、どのような取組みを行うかを自社のホームページで公表し、その内容などを経済産業大臣に届け出ることとなります。

＜スキームイメージ＞



9

## 賃上げ促進税制

- 現行制度を抜本的に見直し、積極的な賃上げを促す観点から、継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加させた企業に対して、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の最大30%を税額控除できる制度とする。（2年間の時限措置）その際、一定規模以上の大企業に対しては、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みを宣言していることを要件とする。
- 賃上げや人材投資（教育訓練費）に積極的な企業に対しては、税額控除率を上乗せする。

|                    |                | 《改 正 前》<br>※人材確保等促進税制  |                          | 《改 正 後》                       |                        |
|--------------------|----------------|------------------------|--------------------------|-------------------------------|------------------------|
| 【適用要件】             |                |                        |                          |                               |                        |
| ■給与総額の増加率          |                | 新規雇用者の給与総額:対前年度増加率2%以上 |                          | 継続雇用者の給与総額:対前年度増加率3%以上        |                        |
| ■マルチステークホルダーへの配慮※1 |                |                        |                          | 従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること |                        |
| 【税額控除】             |                | 【控除率最大20%】             |                          | 【控除率最大30%】                    |                        |
| ■控除率を乗ずる対象         |                | 新規雇用者の給与総額             |                          | 雇用者全体の給与総額の対前年度増加額            |                        |
| ■控除率               | 基本             | 15%                    |                          | 15%                           |                        |
|                    | 上乗せ<br>(賃上げ)   |                        |                          | +10%                          | 継続雇用者の給与総額:対前年度増加率4%以上 |
|                    | 上乗せ<br>(教育訓練費) | +5%                    | ※2<br>教育訓練費の対前年度増加率20%以上 | +5%<br>※3                     | 教育訓練費の対前年度増加率20%以上     |
| ■控除上限額             |                | 当期の法人税額×20%            |                          | ●→ (変更なし)                     |                        |

※1 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業に対する要件とし、自社のウェブサイト上に宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出。

※2 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正後：明細書の保存）が必要

※3 控除率10%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計20%

10



## 中小企業における賃上げ促進税制

○ 中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控除率を最大40%に大胆に引き上げた上で、適用期限を1年延長(令和6年3月31日)する。

|            |                | ◀改 正 前▶                             |                                    | ※所得拡大促進税制 |  | ◀改 正 後▶            |                          |
|------------|----------------|-------------------------------------|------------------------------------|-----------|--|--------------------|--------------------------|
| 【適用要件】     |                |                                     |                                    |           |  |                    |                          |
| ■給与総額の増加率  |                | 雇用者全体の給与総額：対前年度増加率1.5%以上 ● → (変更なし) |                                    |           |  |                    |                          |
| 【税額控除】     |                | 〔控除率最大25%〕                          |                                    |           |  | 〔控除率最大40%〕         |                          |
| ■控除率を乗ずる対象 |                | 雇用者全体の給与総額の対前年度増加額 ● → (変更なし)       |                                    |           |  |                    |                          |
| ■控除率       | 基本             | 15%                                 |                                    |           |  | 15%                |                          |
|            | 上乗せ<br>(賃上げ)   | +10%                                | 雇用者全体の給与総額：対前年度増加率2.5%以上           |           |  | +15%               | 雇用者全体の給与総額：対前年度増加率2.5%以上 |
|            | 上乗せ<br>(教育訓練費) |                                     | かつ <sup>※1</sup><br>教育訓練費増加等の要件の充足 |           |  | +10% <sup>※2</sup> | 教育訓練費の対前年度増加率10%以上       |
| ■控除上限額     |                | 当期の法人税額×20% ● → (変更なし)              |                                    |           |  |                    |                          |

※1 教育訓練費増加等の要件:次のいずれかの要件

① 教育訓練費の対前年度増加率10%以上

➡確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正後:明細書の保存)が必要

② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明(改正後:廃止)

※2 控除率15%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計25%

11

## これまでの賃上げ税制等の概要

## 大企業向け

(人材確保等促進税制)

## 制度の概要

一人当たり賃金の  
引上げに着目

コロナ禍で雇用  
確保を重視

**【適用要件】**

- 新規雇用者の給与総額  
: 対前年度比2%以上増

**【税額控除】**

- 新規雇用者の給与総額の  
15%の税額控除

(注1) 当期の教育訓練費が前期の教育訓練費の1.2倍以上である場合には、  
控除率を5%上乗せ (→合計20%)

(注2) 雇用者全体の給与総額の対前年度増加額を上限

| H25             | H29              | H30                      |
|-----------------|------------------|--------------------------|
| ・給与総額<br>24年度比増 | →                | 継続雇用者<br>給与総額<br>前年度比3%増 |
| ・平均給与<br>前年度以上増 | ・平均給与<br>前年度比2%増 |                          |

一人当たり賃金の  
引上げに着目

コロナ禍で雇用  
確保を重視

**【適用要件】**

- 雇用者全体の給与総額  
: 対前年度比1.5%以上増

**【税額控除】**

- 雇用者全体の給与総額の  
対前年度増加額の15%の税額控除

(注1) 雇用者全体の給与総額の対前年度比が2.5%以上増であり、  
かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乗せ (→合計25%)

(注2) 教育訓練費増加等の要件: 次のいずれかの要件

- 当期の教育訓練費が前期の教育訓練費の1.1倍以上
- 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明

| H25                          | H30                        | R3                |
|------------------------------|----------------------------|-------------------|
| ・給与総額 24年度比増<br>・平均給与 前年度以上増 | 継続雇用者<br>給与総額<br>前年度比1.5%増 | 給与総額<br>前年度比1.5%増 |

一人当たり賃金の  
引上げに着目

コロナ禍で雇用  
確保を重視

## 中小企業向け

(所得拡大促進税制)

## 制度の概要

一人当たり賃金の  
引上げに着目

コロナ禍で雇用  
確保を重視

**【適用要件】**

- 雇用者全体の給与総額  
: 対前年度比1.5%以上増

**【税額控除】**

- 雇用者全体の給与総額の  
対前年度増加額の15%の税額控除

(注1) 雇用者全体の給与総額の対前年度比が2.5%以上増であり、  
かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乗せ (→合計25%)

(注2) 教育訓練費増加等の要件: 次のいずれかの要件

- 当期の教育訓練費が前期の教育訓練費の1.1倍以上
- 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明

| H25                          | H30                        | R3                |
|------------------------------|----------------------------|-------------------|
| ・給与総額 24年度比増<br>・平均給与 前年度以上増 | 継続雇用者<br>給与総額<br>前年度比1.5%増 | 給与総額<br>前年度比1.5%増 |

一人当たり賃金の  
引上げに着目

コロナ禍で雇用  
確保を重視

**【適用要件】**

- 雇用者全体の給与総額  
: 対前年度比1.5%以上増

**【税額控除】**

- 雇用者全体の給与総額の  
対前年度増加額の15%の税額控除

(注1) 雇用者全体の給与総額の対前年度比が2.5%以上増であり、  
かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乗せ (→合計25%)

(注2) 教育訓練費増加等の要件: 次のいずれかの要件

- 当期の教育訓練費が前期の教育訓練費の1.1倍以上
- 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明

| H25                          | H30                        | R3                |
|------------------------------|----------------------------|-------------------|
| ・給与総額 24年度比増<br>・平均給与 前年度以上増 | 継続雇用者<br>給与総額<br>前年度比1.5%増 | 給与総額<br>前年度比1.5%増 |

一人当たり賃金の  
引上げに着目

コロナ禍で雇用  
確保を重視

**【適用要件】**

- 雇用者全体の給与総額  
: 対前年度比1.5%以上増

**【税額控除】**

- 雇用者全体の給与総額の  
対前年度増加額の15%の税額控除

(注1) 雇用者全体の給与総額の対前年度比が2.5%以上増であり、  
かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乗せ (→合計25%)

(注2) 教育訓練費増加等の要件: 次のいずれかの要件

- 当期の教育訓練費が前期の教育訓練費の1.1倍以上
- 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明

| H25                          | H30                        | R3                |
|------------------------------|----------------------------|-------------------|
| ・給与総額 24年度比増<br>・平均給与 前年度以上増 | 継続雇用者<br>給与総額<br>前年度比1.5%増 | 給与総額<br>前年度比1.5%増 |

一人当たり賃金の  
引上げに着目

コロナ禍で雇用  
確保を重視

**【適用要件】**

- 雇用者全体の給与総額  
: 対前年度比1.5%以上増

**【税額控除】**

- 雇用者全体の給与総額の  
対前年度増加額の15%の税額控除

(注1) 雇用者全体の給与総額の対前年度比が2.5%以上増であり、  
かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乗せ (→合計25%)

(注2) 教育訓練費増加等の要件: 次のいずれかの要件

- 当期の教育訓練費が前期の教育訓練費の1.1倍以上
- 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明

| H25                          | H30                        | R3                |
|------------------------------|----------------------------|-------------------|
| ・給与総額 24年度比増<br>・平均給与 前年度以上増 | 継続雇用者<br>給与総額<br>前年度比1.5%増 | 給与総額<br>前年度比1.5%増 |

一人当たり賃金の  
引上げに着目

コロナ禍で雇用  
確保を重視

**【適用要件】**

- 雇用者全体の給与総額  
: 対前年度比1.5%以上増

**【税額控除】**

- 雇用者全体の給与総額の  
対前年度増加額の15%の税額控除

(注1) 雇用者全体の給与総額の対前年度比が2.5%以上増であり、  
かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乗せ (→合計25%)

(注2) 教育訓練費増加等の要件: 次のいずれかの要件

- 当期の教育訓練費が前期の教育訓練費の1.1倍以上
- 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明

| H25 |
|-----|
|-----|

12

### 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

大企業が、以下に該当する場合には、研究開発税制その他一定の税額控除(特定税額控除※)の規定を適用しない。(適用期限:令和6年3月31日)

#### (制度の概要)

〔 所得金額が前年度の所得金額を超える場合 〕

① 給与：継続雇用者の給与総額が前年度の継続雇用者の給与総額以下の場合

かつ

② 投資：国内設備投資額が当期の減価償却費の3割の金額以下の場合

#### (追加：前期黒字・当期所得増の一定規模以上の大企業の場合)

〔 以下のいずれにも該当する場合 〕

- ① 資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用従業員数が1,000人以上の場合
- ② 前年度の所得金額が0を超える(黒字)場合
- ③ 所得金額が前年度の所得金額を超える場合

① 給与：継続雇用者の給与総額の対前年度増加割合が1%未満であること

※令和4年度については、0.5%未満

かつ

② 投資：同左

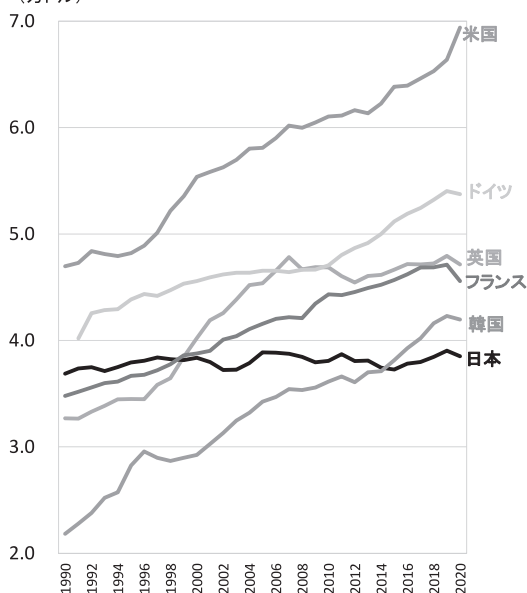
※ 特定税額控除：次の制度の税額控除

- ①研究開発税制、②地域未来投資促進税制、③5G導入促進税制、④デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、⑤カーボンニュートラル投資促進税制

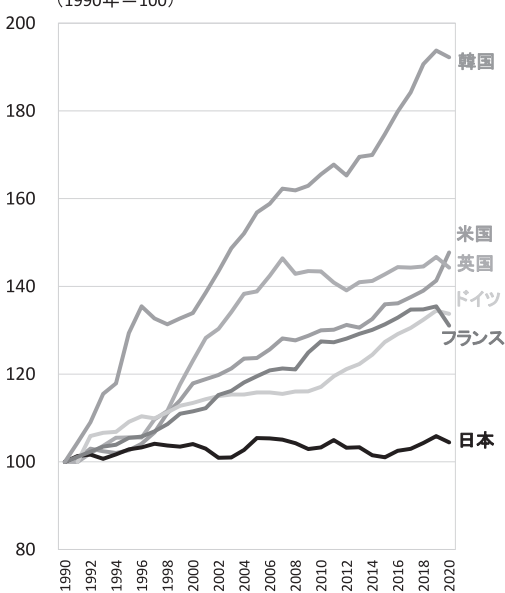
13

### 平均賃金の国際比較

(万ドル) <実額>



(1990年=100) <指数>



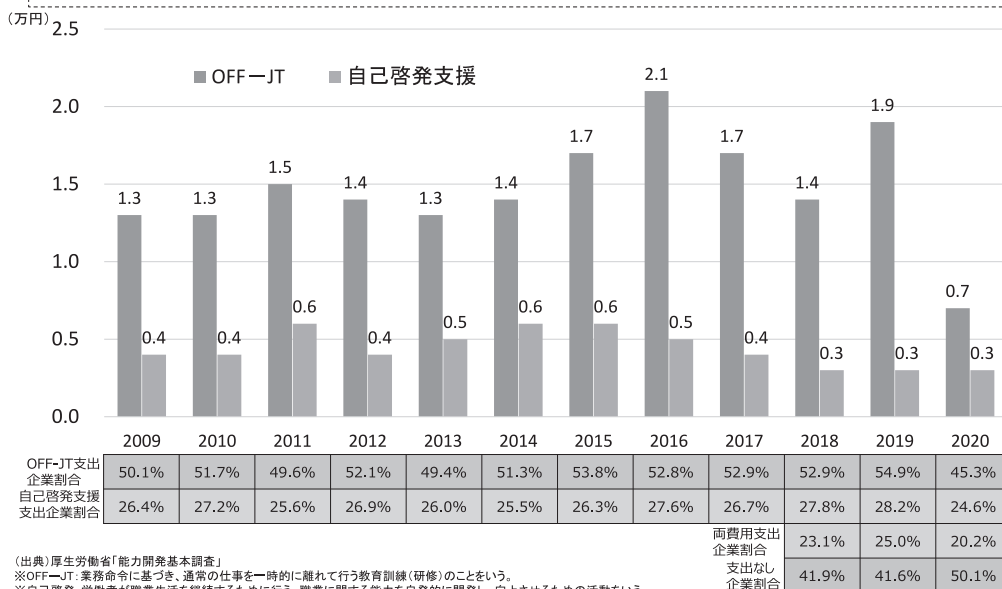
(出典) OECD database

(注) 購買力平価実価ベース。ドイツのみ1991年以降の数値。指数はドイツのみ1991年=100。

14

## 企業の年間教育訓練費支出額(労働者一人当たり)

- OFF-JT支出及び自己啓発支援支出ともに、大きな変化はみられない。むしろ近年は減少傾向。  
 ○ OFF-JT支出及び自己啓発支援支出ともに行っていない企業も一定程度存在する。



(出典)厚生労働省「能力開発基本調査」

※OFF-JT:業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいう。

※自己啓発:労働者が職業生活を継続するために、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいう。

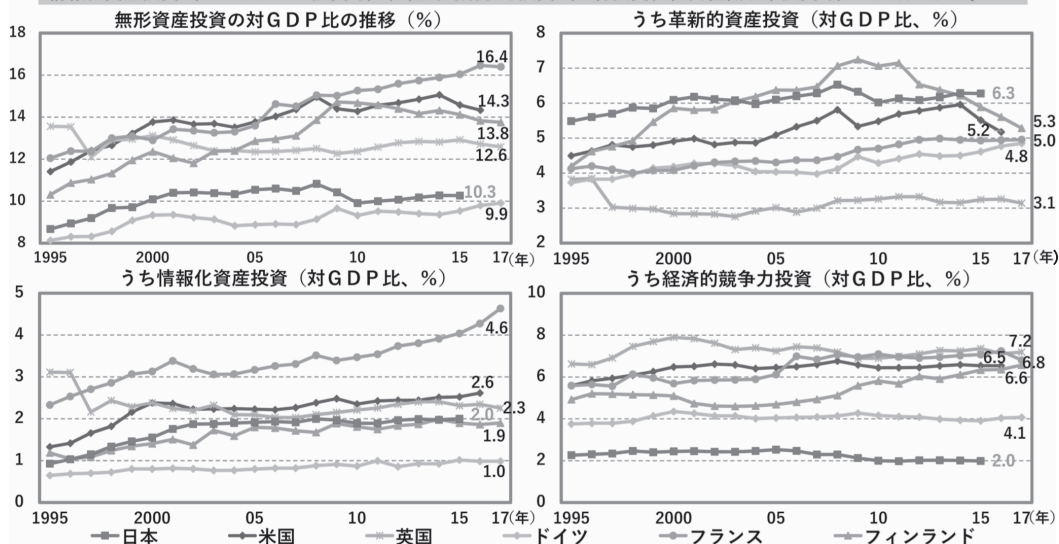
両費用支出  
企業割合  
支出なし  
企業割合

15

## 無形資産投資の推移

- 我が国の無形資産投資は伸び悩んでおり、特に経済的競争力投資は低水準で推移。

無形資産投資とは、知識・技術や人的資本などの「見えない資産」への投資。革新的資産投資(研究開発投資等)、情報化資産投資(ソフトウェア投資等)、経済的競争力投資(人材投資、経営組織改革投資等)に大別される。



(注) 日本のデータはJIP2018プロジェクトの一環として宮川教授・外木准教授・滝澤教授で作成。日本以外のデータはINTAN-Investにより作成。日本以外のデータは不動産・公務・教育・医療・家内工業を除いた数値。

国民経済計算における民間企業設備投資では、上記の無形資産のうち、研究開発、コンピュータソフトウェア、鉱物探査・評価、娯楽作品原本が対象。

(出所)内閣府「選択する未来2.0 参考資料」(2021年6月4日)

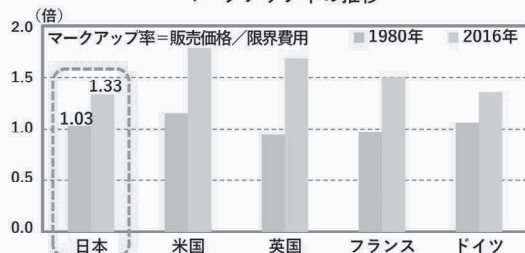
16

## 企業の現状

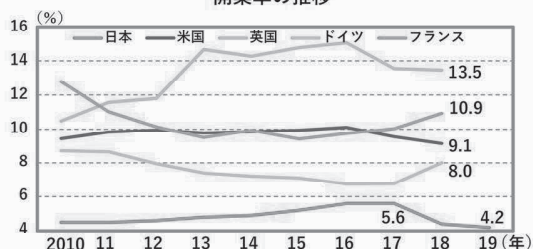
第1回新しい資本主義実現会議  
(令和3年10月26日) 配布資料

我が国企業のマークアップ率は、低い。  
開業率や大学発ベンチャーの活動も、IT企業が大きく成長する米国と比べ、低い水準。

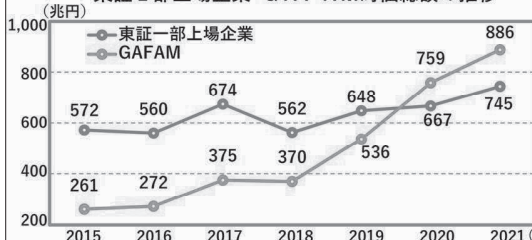
マークアップ率の推移



開業率の推移



東証1部上場企業・GAFAM時価総額の推移



大学発ベンチャー企業活動数の推移



(備考) 経済産業省「中小企業白書」、大学発ベンチャーデータベース、日本取引所グループ・Bloomberg、日本政策金融公庫総合研究所「2020年度新規創業実態調査」(2020年11月19日)、AUTM「AUTM 2018 Licensing Activity Survey」により作成。左上図は、Jan De Loecker and Jan Eeckhout(2018)「Global Market Power」により中小企業庁作成。左下図の2021年は9月末時点の値。GAFAMは、Google (Alphabet)・Apple・Facebook・Amazon・Microsoft。

17

## 〇岸田内閣総理大臣 所信表明演説 (第205回国会、令和3年10月8日) (抜粋)

## 三 第二の政策 新しい資本主義の実現

(略)

企業が、長期的な視点に立って、株主だけでなく、従業員も、取引先も恩恵を受けられる「三方良し」の経営を行うことが重要です。非財務情報開示の充実、四半期開示の見直しなど、そのための環境整備を進めます。

## 〇コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～

(令和3年6月11日改訂、東京証券取引所) (抜粋)

## 【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。(以下略)

## &lt;考え方&gt;

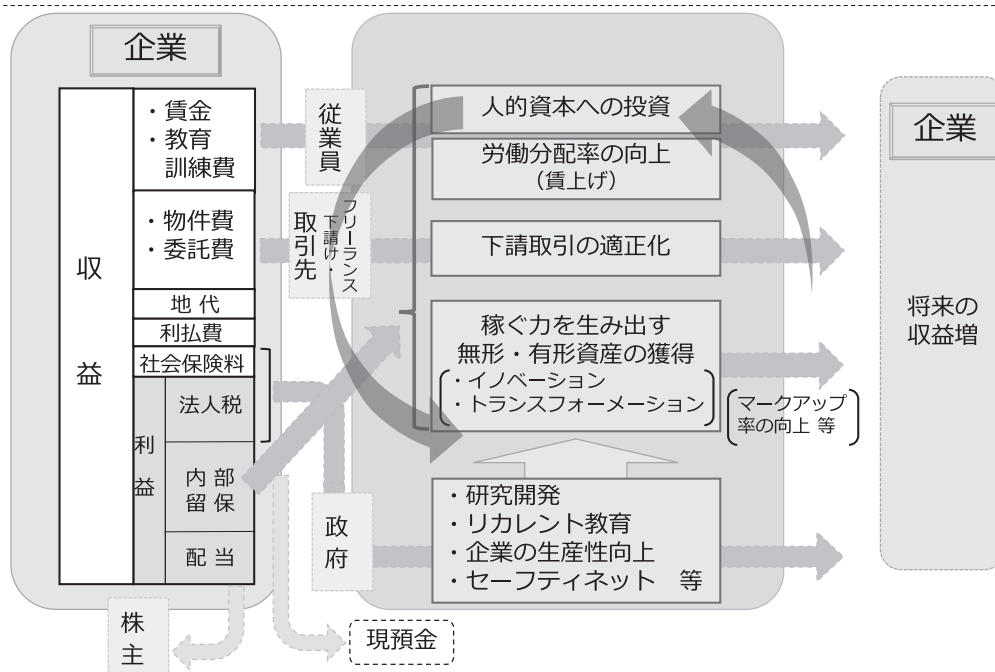
上場会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者等の社外の関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。上場会社は、自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、これらのステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることを十分に認識すべきである。

また、「持続可能な開発目標」(SDGs) が国連サミットで採択され、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)への賛同機関数が増加するなど、中長期的な企業価値の向上に向け、サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)が重要な経営課題であるとの意識が高まっている。こうした中、我が国企業においては、サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要である。

上場会社が、こうした認識を踏まえて適切な対応を行うことは、社会・経済全体に利益を及ぼすとともに、その結果として、会社自身にも更に利益がもたらされる、という好循環の実現に資するものである。

18

- 企業が、長期的な視点に立って、従業員や取引先などのマルチステークホルダーに配慮した経営を行うことにより、「成長と分配の好循環」を実現。



19

## 令和4年度税制改正大綱（抄）

令和3年12月10日  
自由民主党  
公明党

### 第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

#### 1. 成長と分配の好循環の実現

##### (3) 未来への投資等に向けた経済界への期待

令和4年度税制改正においては、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、オープンイノベーション税制も拡充するなど、「成長と分配の好循環」を早期に起動させるために、思い切った税制措置を講じている。歳出面においても、科学技術の振興等を目的として、大胆な措置が講じられているところである。こうした取組みの趣旨を踏まえ、経済界に対しては、「成長と分配の好循環」の実現と、ひいては「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて、より積極的に役割を果たすよう求めたい。

近年、企業の前向きな投資や賃上げを促す観点から、法人実効税率の引下げをはじめとする様々な税制上の取組みを行ってきた。しかしながら、わが国の賃金水準は、実質的に見て30年以上にわたりほぼ横ばいの状態にあり、その伸び率は他の先進国に比して低迷している。人的資本や無形資産への投資の規模や、設備の経過年齢を見ても、主要国に見劣りする水準にある。その一方で、株主還元や内部留保は増加を続けており、コロナ禍を受けてもその傾向は変わっていない。企業がイノベーションよりも経費削減や値下げに競争力の源泉を求め続けた結果、経済全体としては縮小均衡が生じてしまった。そのような企業行動の変容をもたらすべく、コーポレートガバナンスの強化や様々な分野における規制改革等と並んで取り組んできた近年の累次の法人税改革も、意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない。

「成長と分配の好循環」は、企業が果敢に事業の革新に取り組み、付加価値の高い製品・サービスを生み出すことでマークアップ率を高めるとともに、その利益を元に次なる投資を行いつつ、株主だけでなく従業員、取引先、地域社会などの多様なステークホルダーに継続的に還元し、企業収益の更なる増加につなげていくことで実現する。「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて、デジタルトランスフォーメーションや脱炭素化、「人」への投資などへの取組みがより一層重要となる中、他の先進国との間に生じてきた所得や競争力の差を縮小するためにも、企業においては、リスク回避や横並びの意識を排してアニマルスピリッツを取り戻し、イノベーションに挑戦することが期待される。政府においても、個々の企業が担うことは難しい研究開発支援や、非正規労働者やフリーランスを含めた社会全体の人的資本拡充など、企業が未来への投資に踏み切るとに当たり必要となる環境の整備が、これまで以上に求められる。

このような認識の下、来年度以降、経済界の取組状況等も見極めつつ、積極的に未来への投資に取り組む企業に対しては真に有効な支援を行うとともに、十分な投資余力があるにもかかわらず活用されていない場合に、企業の行動変容を促すためにどのような対応を講ずるべきかといった観点からも、幅広く検討を行う。

20

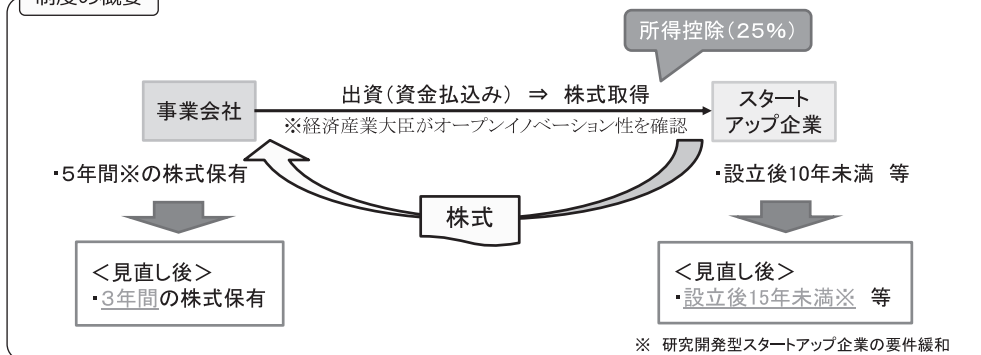


## オープンイノベーション促進税制の見直し

○ スタートアップ企業と大企業等の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から以下の見直しを実施。

- 対象となる一定のベンチャー企業の要件拡大（設立後10年未満⇒15年未満）
- 制度活用のための株式保有期間の短縮（5年間⇒3年間）

## 制度の概要



経済産業大臣の証明実績（令和2年7月28日～令和3年10月1日）

| 証明を受けた出資金額の合計額 | 証明を受けた投資案件数 |
|----------------|-------------|
| 約 349億円        | 118件        |

(※) 証明を受けた出資金額の合計額は、億円未満を四捨五入したもの  
(※) 経済産業大臣の証明交付実績を示すものであり、事業者が税制上の特例措置を受けたことを示すものではない。  
(出所) 経済産業省HPから作成

21

## 5G導入促進税制の見直し

○ 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方でのネットワーク整備を加速する等の観点から、インセンティブ付けのため税額控除率を段階的に引き下げることに等とした上で、適用期限を3年間延長（令和7年3月31日）する。

## 【制度の概要】

5G法(※)の認定導入事業者が、認定導入計画に従って一定の5G設備の取得等をする場合には、税額控除又は特別償却ができる。

(※) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

## ■ 税額控除率・特別償却率

| 措置内容               | 税 額 控 除 |     |    |    |           |     |    |    | 特 別 償 却 |           |
|--------------------|---------|-----|----|----|-----------|-----|----|----|---------|-----------|
|                    | 全国キャリア  |     |    |    | ローカル5G免許人 |     |    |    | 全国キャリア  | ローカル5G免許人 |
| 対象事業者              |         |     |    |    |           |     |    |    |         |           |
| 供用年度               | 改正前     | R4  | R5 | R6 | 改正前       | R4  | R5 | R6 | 改正前     | R4～R6     |
| 条件不利地域<br>(過疎地域など) | 15%     | 15% | 9% | 3% | 15%       | 15% | 9% | 3% | 30%     | 30%       |
| その他の地域             |         | 9%  | 5% | 3% |           |     |    |    |         |           |

## ■ 対象設備

| 全国5G             | ローカル5G                                  |
|------------------|-----------------------------------------|
| 無線設備(送受信装置、アンテナ) | 無線設備(送受信装置、アンテナ)、<br>通信モジュール、コア設備、光ファイバ |

※ 対象設備について、子局の開設計画からの前倒し設置分であることとの要件（全国5G）等の見直しを行う。

22

## 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方の概要

国土交通省作成資料

### 住宅・建築物を取り巻く環境

- ・ 2018年10月のPCC(気候変動に関する政府間パネル)特別報告書では、将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界の二酸化炭素排出量が正味ゼロとなっていることが必要との見解
- ・ 本年8月のPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書では、気温上昇を1.5℃に抑えることで10年に1度の豪雨等の頻度を低くし得るとの見解
- ・ 2018年7月豪雨の総降水量は気候変動により約6.5%増と試算され、気候変動の影響が既に顕在化していることが明らかであるとの指摘
- ・ 2020年10月26日、菅総理が「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言
- ・ 本年4月22日、菅総理が「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」ことを表明

### 1. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の基本的な考え方

#### (1) 2050年及び2030年に目指すべき住宅・建築物の姿<あり方>

##### 2050年に目指すべき住宅・建築物の姿

(省エネ)ストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能<sup>(※1)</sup>が確保される  
(再エネ)導入が合理的な住宅・建築物における太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入が一般的となる

##### 2030年に目指すべき住宅・建築物の姿

(省エネ)新築される住宅・建築物についてはZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能<sup>(※2)</sup>が確保される  
(再エネ)新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入される

省エネ性能の確保・向上による省エネルギーの徹底と  
再生可能エネルギーの導入拡大

#### (2) 国や地方自治体等の公的機関による率先した取組

国や地方自治体等の公的機関の住宅・建築物において、徹底した省エネ対策・再生可能エネルギー導入拡大に率先的に取り組む

#### (3) 国民・事業者の意識変革・行動変容の必要性

他の誰かがやるものではなく、事業者を含む国民一人ひとりに我がこととして取り組んでもらうための必要性や具体的取組内容の早急な周知  
省エネ性能の高い住宅を使いこなす住まい方の周知・普及、行動経済学(ナッジ)の手法も活用した情報提供 等

#### (4) 国土交通省の役割

住宅・建築物分野における省エネルギーの徹底、再生可能エネルギー導入拡大に責任を持って主体的に取り組む  
特に、ZEHの普及拡大について、住宅行政を所管する立場として、最終的な責任を負って取り組む

(※1)ストック平均で住宅については一次エネルギー消費量を省エネ基準から20%程度削減、建築物については用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態

(※2)住宅:強化外皮基準及び再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネ基準値から20%削減 建築物:同様に用途に応じて30%削減又は40%削減(小規模は20%削減)

23

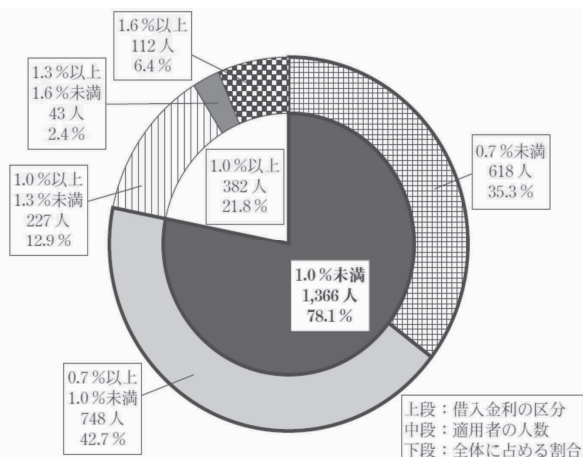
## 平成30年度決算検査報告(会計検査院)による検証状況等

会計検査院による平成30年度決算検査報告(令和元年11月8日内閣送付)においては、

「住宅税制租税特別措置について、住宅ローン控除特例の控除率である1%を下回る借入金金利で住宅ローンを借り入れている者の割合が78.1%となっているなどの状況が見受けられた」旨の指摘があり、同報告で、以下の問題提起。

- 「住宅ローンの借入金金利が…1%を下回る場合…毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息額を上回る…」
- 「このため、…住宅ローンを組む必要がないのに住宅ローンを組む動機付けになったり、住宅ローン控除特例の適用期間が終了するまで住宅ローンの繰上返済をしない動機付けになったりすることがある。」

### 住宅ローン控除特例の適用者1,748人の住宅ローンの借入金金利の状況



※ 会計検査院の決算検査報告から抜粋

※ 会計実地検査等を実施した税務署のデータによる。割合は小数点第2位以下を切り捨てているため、合計しても100%にならない。

24

## 住宅ローン控除の見直し（令和4年度改正）

- 住宅ローン控除の適用期限を4年延長（令和7年12月31日までに入居した者が対象）
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた措置
  - 省エネ性能等の高い認定住宅等（注1）につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額を上乗せ
    - ※ 消費税率引き上げに伴う反動減対策としての借入限度額の上乗せ措置は終了
  - 令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅につき、省エネ基準への適合を要件化
- 会計検査院の指摘への対応と当面の経済状況を踏まえた措置等
  - 会計検査院の指摘への対応として控除率を0.7%（改正前：1%）としつつ、新築住宅等につき控除期間を13年（改正前：10年）△と上乗せ（注2）
  - 住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は合計所得金額2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）とする
  - 合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和

※ 既存住宅における築年数要件（耐火住宅25年、非耐火住宅20年）については廃止し、代わりに昭和57年以降に建築された住宅を対象とする

改正前

新築住宅・買取再販住宅  
(注3)

認定住宅  
(認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)

5,000万円  
↑  
(3,000万円)

一般住宅

4,000万円  
↑\*  
(2,000万円)

既存住宅

一般住宅

2,000万円

改正後

認定住宅  
(認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)

5,000万円

4,500万円

ZEH水準省エネ住宅

4,500万円

3,500万円

省エネ基準適合住宅

4,000万円

3,000万円

その他の住宅 (注4)

3,000万円

2,000万円

認定住宅等  
(認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・  
ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅)

3,000万円

その他の住宅 (注4)

2,000万円

高

省エネ性能等

低

高

省エネ性能等

低

※消費税率引き上げに伴う反動減対策

※緑の太枠内：新規の措置。金額：令和4・5年入居、令和6・7年入居

借入限度額

（注1）「認定住宅等」は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のことを指す。

（注2）控除期間につき、新築等の認定住宅等については令和4～7年入居につき13年とし、新築等のその他の住宅については令和4・5年入居は13年、令和6・7年入居は10年とし、既存住宅については令和4～7年入居につき10年とする。

（注3）「買取再販住宅」は、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅のことを指す。

（注4）「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。

（注5）所得税額から控除されない額については、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9,75万円）の範囲内で個人住民税から控除する。

25

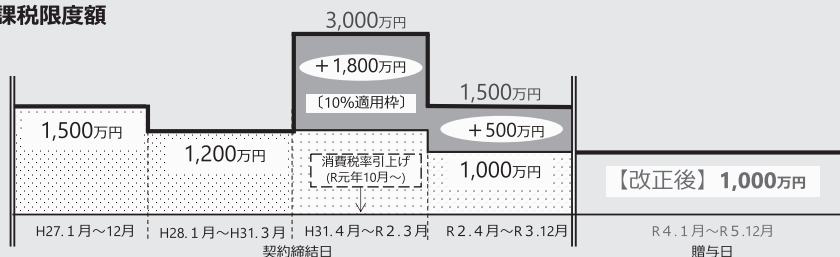
## 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

親・祖父母等（贈与者）から住宅取得等の資金の贈与を受けた場合、非課税限度額まで非課税とする。  
（平成27年1月1日～令和3年12月31日までの措置）⇒【改正後】令和5年12月31日まで2年延長

## ■ 適用要件

- 住宅面積：床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋（合計所得金額が1,000万円以下の者：下限を40㎡以上に引下げ）
- 受贈者：直系卑属（合計所得金額2,000万円以下 など）

## ■ 非課税限度額



（注）1 上図は、耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅向けの非課税限度額。それ以外の住宅の非課税限度額はそれぞれ500万円減。

2 受贈者の年齢要件：20歳 ⇒ 【改正後】年齢要件を18歳以上に引下げ（令和4年4月以後）

3 既存住宅は、①築年数が20年（耐火建築物は25年）以内 又は ②耐震基準に適合していることが必要。

⇒ 【改正後】築年数要件を撤廃し、昭和57年以降に建築された住宅 又は 耐震基準に適合していることが証明された住宅を対象とする。

4 東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は、令和3年12月未まで1,500万円（耐震・エコ・バリアフリー以外の住宅は1,000万円）で据置き。

⇒ 【改正後】令和5年12月未まで2年延長。

5 原則として贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅を取得する必要がある。

26

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

- **複数税率の下で、事業者が消費税の仕入税額を正確に計算するために必要不可欠な仕組み。**

## 〔従来の請求書（単一税率）〕

請求書

〇〇株式会社 株式会社△△

●年■月分 請求金額 43,200円

■月1日 割りばし 540円

■月3日 牛 肉 5,400円

合 計 43,200円

取引総額が分かれば仕入税額が計算可能



- 取引慣行上の請求書等で対応可能であり、税法で特段の義務付けは不要。
- 結果的に、免税事業者が交付する請求書等でも仕入税額控除が可能。

## 〔適格請求書（インボイス）イメージ〕 R5年10月～

請求書

〇〇株式会社 株式会社△△ (T1234...)

●年■月分 請求金額 43,600円

■月1日 割りばし 550円

■月3日 牛 肉 5,400円

合 計 43,600円

10%対象 22,000円 内税 2,000円

8%対象 21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

## 【追加の記載事項】

- ① 登録番号
- ② 適用税率
- ③ 消費税額
- ④ 軽減対象品目である旨

仕入税額を正確に伝える仕組みが別途必要



- 請求書等に「売り手」が適用税率・税額を別記することを義務付ける必要。
- 事後検証ができるよう、交付した請求書等の保存を「売り手」にも義務付ける必要。
- 税額計算や納税の義務が免除される小規模事業者これらの義務を課することは不可（→免税事業者からの仕入れについては控除できない）。
- 「インボイスを作成できる者」が作成したものなのか簡単に確認できるようにするための登録番号が必要。

27

「政府は、・・・消費税の軽減税率制度の導入後3年を目途に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性・・・を検証し、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。」（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年）附則第171条第2項）

## 【課題1】事業者の準備状況

- 説明会の開催要請等のあった事業者団体を通じ、「インボイス制度」への対応開始時期や説明会の効果を把握するアンケート調査を実施。（回答時期：令和3年4月～ 回答50団体・1,889社）
- 具体的な準備の開始時期：
  - 制度開始（令和5年10月）より**1年前程度が多数**
- 説明会の効果：
  - 説明を受けた事業者の約9割が「**理解が進んだ**」との回答。事業規模や業種によって必要な準備内容も異なるものと理解することで、事業者の不安軽減にも資することが期待

## 《取組みの方向性》

- ✓ 未だ関心を持っていない事業者にもプッシュ型で情報発信を行うなど、引き続き制度を理解して頂く機会を確保することが重要。
- ✓ 個々の事業者の事情を踏まえた、インボイス対応に関するきめ細かな経営相談ができる仕組みが必要。
- ✓ 改正電帳法に基づく領収証等のスキャナ保存の推進に加え、事務負担の軽減に優れた効果を発揮する、電子インボイスを含むバックオフィスのデジタル化を強力に推進することが重要。

登録開始 → 制度開始

|               | 開始済   | R3.7～<br>R3.9 | R3.10～<br>R4.3 | R4.4～<br>R4.9 | R4.10～<br>R5.3 | それ<br>以降 |
|---------------|-------|---------------|----------------|---------------|----------------|----------|
| 情報収集          | 63.8% | 14.4%         | 12.7%          | 4.1%          | 1.3%           | 3.2%     |
| 社内周知          | 14.6% | 13.7%         | 34.9%          | 18.9%         | 8.8%           | 7.7%     |
| 取引先と<br>調整・相談 | 2.1%  | 3.8%          | 17.9%          | 34.0%         | 22.8%          | 14.9%    |
| システム改修        | 6.9%  | 3.7%          | 14.9%          | 30.6%         | 22.4%          | 15.1%    |

## ◎説明会等における事業者の声の例

- ・ 「インボイス」という新たな書類を一から作るのではなく、現在やり取りしている市販の請求書に登録番号を追加すればよいことが分かった。
- ・ 簡易課税を利用しているので、インボイス制度導入後であっても、引き続き請求書を保存することなく仕入税額控除ができることが分かった。
- ・ 課税事業者になった場合、売上や事務負担、資金繰り等について、どうなるか分からず心配だ。
- ・ 手書きで帳簿や請求書等を作成しており、管理や保存が大変になる。

28

## 【課題2】事業者の取引への影響

## &lt;免税事業者が行う取引&gt;

## 【事業者間(BtoB)取引】

## 免税事業者→簡易課税の事業者

簡易課税の事業者(課税売上高5000万円以下)は、インボイスの保存がなくとも控除が可能

## 免税事業者→本則課税の事業者

経過措置により、免税事業者からの仕入れについても、制度移行後、

- ・当初の3年間は8割、
- ・その後の3年間は5割

は仕入税額控除が可能

## 【対消費者(BtoC)取引】

インボイス不要

## 【免税事業者が行う取引】

- 消費者や免税事業者、簡易課税の事業者との取引は、インボイス移行の影響を受けない。  
(参考1)売上高1千万円以下の事業者が行う取引のうち約6割が消費者との取引。  
(参考2)課税事業者の約3分の1は簡易課税事業者  
(参考3)非課税取引が多い事業者(金融、保険、医療、介護、不動産等)との取引では、現行制度でも控除対象外。
- さらに本則課税の事業者であっても、免税事業者からの仕入れについて経過措置が設けられている(当初の3年間は8割、その後の3年間は5割を控除可能)。

29

## &lt;免税事業者と取引のある事業者について&gt;

- 一人親方と取引のある建設業者や、フリーランスなど個人事業者との取引が多い事業者に対し、アンケート調査を実施。
- 「条件を変えずに取引を継続」「免税事業者との取引をやめる」は2%。
- 他方、免税事業者との取引価格の変更を検討するとした者や、課税事業者になることを提案するとした者もそれぞれ2割程度存在。

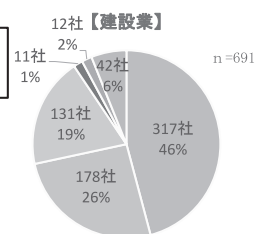


## 《取組みの方向性》

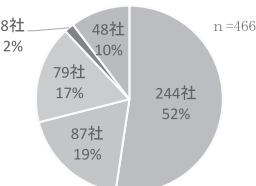
- ✓ インボイス制度移行後の取引条件に関する交渉に際し、発注者側が遵守すべき独禁法等関係法令上のルールを分かりやすい形で周知する必要。
- ✓ 特に、免税事業者に対する一方的な値引きや、課税事業者に転換した者に対する一方的な価格の据え置きなど優越的地位の濫用に対応する必要。
- ✓ 立場の弱い免税事業者等の零細事業者にも手を差し伸べられるよう適切に対応する必要。

Q:インボイス制度移行後、免税事業者との取引において、どのような対応を考えていますか。

- 条件を変えずに取引を継続
- 関係法令を踏まえ、これまでの取引価格を変更できないか検討
- 課税事業者になるよう提案
- 上記の対応は行わずに免税事業者と取引をやめる
- 雇用として受け入れることを検討
- その他(不明を含む)



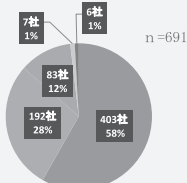
## 【出版、生命保険、映像・動画・広告制作等】



## (参考)

Q:取引を行う際に重視する点(建設業)

- 技術の高さや品質などの仕事ぶり
- 必要になったときにすぐに対応してくれるかどうか
- これまで継続的な取引関係があるかどうか
- 他に比べて価格(報酬)が安いかどうか
- その他



30



## 適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し

## 【改正前】

- 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請した場合、令和5年10月1日の属する課税期間においては、経過措置により、課税期間の途中でも登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができる。
- 一方、その後の課税期間においては、**課税期間の途中からの登録を受けることはできない。**

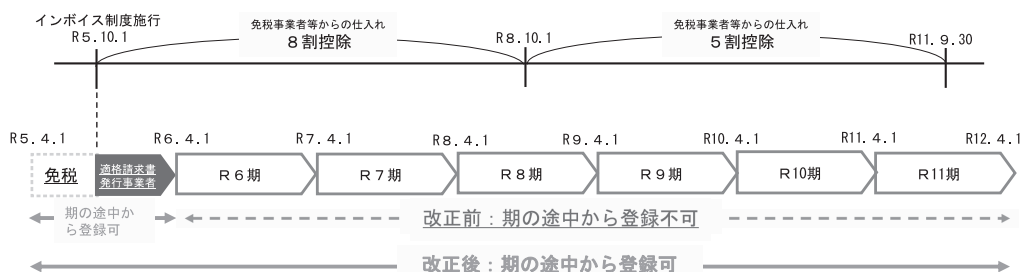
※ 課税事業者選択届出書と登録申請書を提出し、翌課税期間から登録を受けることとなる。

## 【改正後】

- 免税事業者が登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となれるようにするため、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間においても、**課税期間の途中からの登録を可能とする**（簡易課税の適用も可能とする）。

（注1）課税事業者選択届出書を提出することで課税転換した場合とのバランスを考慮し、登録開始日から2年を経過する日の属する課税期間までの間は、事業者免税点制度の適用を制限する（令和5年10月1日の属する課税期間を除く）。

（注2）令和4年4月1日施行。



制度施行後6年間は、期の途中からの登録を可能とする。

31

## 税理士制度の見直し

ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士制度の見直しを行う。

## 1. ICT化とウィズコロナ時代への対応

- 税理士の業務におけるICT化の推進
- 事務所設置規制の見直し（物理的な事務所判定基準の撤廃）
- 税務代理の範囲の明確化
- 税理士会等における会議招集通知・委任状の電子化
- 税理士名簿等を作成可能な電子記録媒体の明確化

## 2. 多様な人材の確保

- 税理士試験の受験資格の見直し（会計学科目の受験資格の不要化、税法科目の受験資格（学識）に係る履修科目要件の緩和）

## 3. 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備

- 税理士法人の業務範囲の拡充（成年後見業務、租税に関する教育・普及業務）
- 税理士法人社員の法定脱退事由の整備（業務停止処分等により法人から脱退することの明確化）
- 懲戒逃れを図る税理士等への対応※
- 税理士懲戒処分の除斥期間の創設（10年）

## 4. その他

- 税理士による申告書添付書面に関する様式の整備
- 税理士試験受験願書に添付する写真の撮影条件の撤廃等※

※ 国税庁の要要望

32

### 記帳水準の向上に資するための過少申告加算税・無申告加算税の加重措置の整備

- 記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保するため、帳簿の不保存や記載不備について未然に抑止するための以下の過少申告加算税・無申告加算税の加重措置を講ずる。

#### 【改正後】

- (1) その修正申告等があった時前に、帳簿（電子帳簿を含む。）【対象範囲：所得税法、法人税法及び消費税法の保存義務のある一定の売上に係る帳簿】の提出の要求があった場合において、次のいずれかに該当するときは、その修正申告等に基づき納付すべき税額（帳簿に記載すべき事項に基づく税額に限る。）に係る過少申告加算税・無申告加算税について、10%加重（下記②については、5%加重）する。

- ① 不記帳・不保存であった場合（その提出をしなかった場合）  
② 提出された帳簿について、その申告書の作成の基礎となる重要な事項の記載が不十分である場合（記載が著しく不十分な場合は①）

- (2) ただし、納税者の責めに帰すべき事由がない場合（災害等の場合）は上記(1)の措置は適用しない。

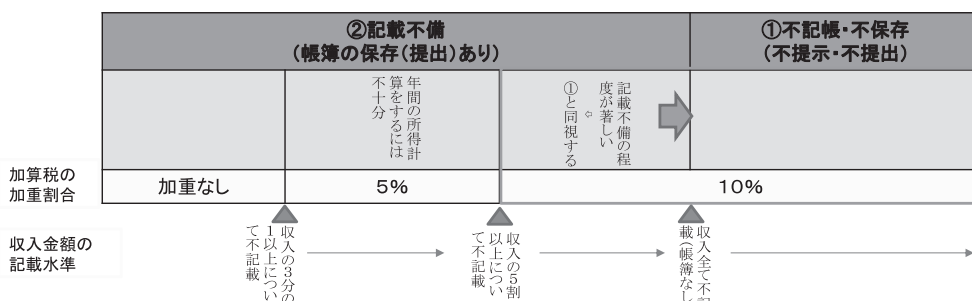
（注1）上記の「一定の売上に係る帳簿」とは以下のとおり

- ・白色申告者・青色申告者（簡易・現金）・消費税法上の事業者が保存しなければならない帳簿：売上帳、売掛帳、現金出納帳等
- ・青色申告者（複式）：仕訳帳、総勘定元帳（売上に係る部分に限る。）

（注2）令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

#### 【加重措置の適用対象範囲のイメージ】

- ・ 給与所得者を含めた全体の納税義務者に占める帳簿の不保存・記載不備の事業者の割合は僅少であり、そういった一部の者について所得把握を十分に行えない不公平を是正するため、その記帳義務の履行の程度に応じたペナルティ（加算税の加重）を課す。



33

### 証拠書類のない簿外経費への対応策

- 税務調査の現場において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者や、証拠書類を偽装して簿外経費を主張する納税者への対応策として、以下の必要経費不算入・損金不算入の措置を講ずる。

#### 【改正後】

- 納税者【対象範囲：所得税法及び法人税法の納税者】が、事実の偽装・隠蔽がある年分（事業年度）又は無申告の年分（事業年度）において、確定申告（更正を予告する前の修正申告を含む。）における所得金額の計算の基礎とされなかった間接経費の額（原価の額（資産の販売・譲渡に直接要するものを除く。）、費用の額及び損失の額）は、次の場合を除き、必要経費（損金の額）に算入しない。

- ① 間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合（災害その他やむを得ない事情により所得税法又は法人税法上保存義務のある一定の帳簿書類の保存をすることができなかったことを納税者が証明した場合を含む。）

- ② 帳簿書類等により間接経費の額に係る取引の相手先が明らかである場合その他その取引が行われたことが推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合

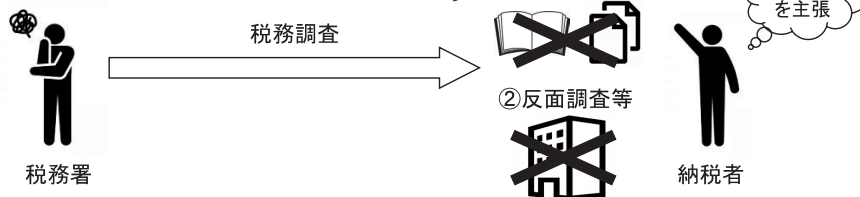
（注1） 納税者が個人の場合には、事業所得、不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う者の、その業務に係る事業所得の金額、不動産所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額が対象（雑所得の金額にあつては、小規模な業務に係るものを除く。）。

（注2） 推計課税の場合においても適用される。

（注3） 上記の改正は、納税者が個人の場合については令和5年分以後の所得税について適用し、納税者が法人の場合については令和5年1月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

#### 【必要経費不算入・損金不算入の場合のイメージ】

- 取引が行われた事実及びその費用の額が、①納税者の保存する帳簿書類等からも②税務当局による反面調査等によっても明らかにならない場合は、必要経費・損金に算入しない。



34

**財産債務調書制度等の見直し**

**【改正前】**

提出義務者：以下のいずれの基準にも該当する者

- ✓ 所得基準：所得2,000万円超
- ✓ 財産基準：総資産3億円以上 又は 有価証券等1億円以上

提出期限：翌年3月15日

記載内容：12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価額等

※ 一部の少額財産債務は記載を省略可能  
例：取得価額 100万円未満の家庭用動産  
(現金・美術品等を除く)

**【改正後】**

提出義務者：改正前の提出義務者に加えて、以下の基準に該当する者も対象とする

- ✓ 財産基準：「総資産10億円以上」(所得基準なし)

提出期限：翌年6月30日

記載内容：同左

※ 一部の少額財産債務は記載を省略可能  
例：取得価額 300万円未満の家庭用動産  
(現金・美術品等を除く)

**【課題】**

- ・ 所得2,000万円以下の者は、仮に高額な資産を保有していたとしても、調書の提出義務がない。  
⇒ 納税者における資産の異動状況等について、十分に把握できているとは言い難い。
- ・ 「改正前の提出期限(3月15日)までに、保有財産の種類・数量・価額を正確に算出・記載することは必ずしも容易でないことを勘案し、提出期限は6月末以降とすべき」との指摘がある。
- ・ 提出義務者の事務負担軽減の観点から、記載省略の範囲について拡大する余地があると考えられる。

(注1) 国外財産調書についても、提出義務者の事務負担軽減の観点から、提出期限の緩和及び記載省略の範囲の拡充を行う。  
(注2) その他所要の措置を講ずる。  
(注3) 令和6年1月1日以後に提出すべき調書(令和5年分以後の調書)について適用する。

35

**登録免許税及び自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設**

○ 登録免許税及び自動車重量税は、オンライン申請の場合に限り、インターネットバンキング等による納付が可能とされているが、規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、申請者利便の更なる向上を図るため、書面申請の場合も含め、クレジットカード等による納付も可能にする。

改正前

|              | 申請方法  | 納付方法                     |
|--------------|-------|--------------------------|
| <b>登録免許税</b> | 窓口    | 現金納付・印紙納付                |
|              | オンライン | 現金納付・印紙納付・ネットバンキング等による納付 |

|               | 申請方法  | 納付方法           |
|---------------|-------|----------------|
| <b>自動車重量税</b> | 窓口    | 印紙納付           |
|               | オンライン | ネットバンキング等による納付 |

改正後

窓口・オンラインでの申請にかかわらず、クレジットカード等による納付を可能とする。

36

## 「信託に関する受益者別（委託者別）調書」の記載要領の見直し

信託に関する受益者別（委託者別）調書

|                                      |                        |                        |                        |                        |
|--------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 受益者<br>(住所)                          | 氏名又は<br>個人番号又は<br>法人番号 | 氏名又は<br>個人番号又は<br>法人番号 | 氏名又は<br>個人番号又は<br>法人番号 | 氏名又は<br>個人番号又は<br>法人番号 |
| 又は                                   | 氏名又は<br>個人番号又は<br>法人番号 | 氏名又は<br>個人番号又は<br>法人番号 | 氏名又は<br>個人番号又は<br>法人番号 | 氏名又は<br>個人番号又は<br>法人番号 |
| 委託者<br>(所在地)                         | 氏名又は<br>個人番号又は<br>法人番号 | 氏名又は<br>個人番号又は<br>法人番号 | 氏名又は<br>個人番号又は<br>法人番号 | 氏名又は<br>個人番号又は<br>法人番号 |
| 信託財産の種類                              | 信託財産の所在場所              | 構造・数量等                 | 信託財産の価額                |                        |
| 信託に関する権利の内容：信託の期間 提出事由 提出事由の生じた日 受取等 |                        |                        |                        |                        |
| (摘要)                                 |                        |                        |                        |                        |
| (所在地又は住所) (電話)                       |                        |                        |                        |                        |
| (所在地等) (電話)                          |                        |                        |                        |                        |
| 氏名又は個人番号                             |                        |                        |                        |                        |
| 整理欄 ① ②                              |                        |                        |                        |                        |

358

## 【改正前】

## ○ 記載要領

原則：課税時期の信託財産の価額（相続税評価額(注1)）を記載する。

例外：相続税評価額の算定が困難な場合には、空欄で良い。

(注1) 財産評価基本通達に基づき算定した財産の価額

## 【改正後】

## ○ 相続税評価額の算定が困難な場合であっても、国外財産調書制度や財産債務調書制度と同様、見積価額(注2)を記載しなければならないこととする。

(注2) 見積価額の具体例

土地・・・直近の固定資産税評価額

非上場株式・・・直近の計算書類を用いて算定した簿価純資産価額 等

## 沖縄振興関連税制(法人税関係措置)

| 税制措置                                   | 概要                                                                                                                          | R4改正案                                                                                      | 対象地域                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 観光地形成促進地域<br>(法人税)                     | 観光関連施設を新・増設する企業を支援するための税制<br>・税額控除(機械等15%、建物等8%)<br>【対象施設】スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、<br>休養施設、集会施設 等                            | ・適用期限を3年間延長<br>・対象法人の見直し(※)<br>・対象施設の見直し                                                   | 県内全域                                                                                                                                                          |
| 情報通信産業特別地区・<br>振興地域(法人税)               | 指定区域内において、IT関連企業の立地促進を図るための税制<br>・税額控除(機械等15%、建物等8%)<br>・所得控除(設立後10年間、40%)                                                  | ・適用期限を3年間延長<br>・対象法人の見直し(※)<br>・対象事業の見直し                                                   | 情報通信産業特別地区<br>名護市、宜野座村、うるま市、浦添市、那覇市<br>情報通信産業振興地域<br>上記の他、本部町、金武町、恩納村、読谷村、<br>沖縄市、嘉手納町、北谷町、宜野湾市、北中城<br>村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、豊見<br>城市、南城市、八重瀬町、糸満市、宮古島市、石<br>垣市 |
| 産業高度化・事業革新促<br>進地域<br>(法人税・所得税)        | 沖縄県内の製造業等のイノベーションを促進するための税制<br>・税額控除(機械等15%、建物等8%)<br>・特別償却(機械等34%、建物等20%)                                                  | ・適用期限を3年間延長<br>・対象法人の見直し(※)<br>・対象事業及び対象資産の見直し<br>・名称変更(産業イノベーション促進<br>地域)                 | 県内全域                                                                                                                                                          |
| 国際物流拠点産業集積地<br>域<br>(法人税・所得税)          | 指定区域内において、高付加価値型のものづくり企業や物流企<br>業等の集積を図るための税制<br>・税額控除(機械等15%、建物等8%)<br>・特別償却(機械等50%、建物等25%)<br>・所得控除(設立後10年間、40%)          | ・適用期限を3年間延長<br>・対象法人の見直し(※)<br>・対象地域の見直し                                                   | 宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、糸満市、<br>うるま・沖縄地区                                                                                                                            |
| 経済金融活性化特別地区<br>(法人税・所得税)               | 指定区域内において、多様な産業の集積により沖縄の経済金融<br>の活性化を図るための税制<br>・税額控除(機械等15%、建物等8%)<br>・特別償却(機械等50%、建物等25%)<br>・所得控除(設立後10年間、40%×特区内従業員数割合) | ・適用期限を3年間延長<br>(税額控除・特別償却)<br>・沖縄県知事による認定制度の導入<br>・取得価額要件の見直し<br>(所得控除)<br>・沖縄県知事への報告制度の導入 | 名護市                                                                                                                                                           |
| 沖縄の離島における旅館<br>業用建物等の特別償却<br>(法人税・所得税) | 離島において、事業者が旅館業の用に供する設備の新増設を図<br>るための税制<br>・特別償却(建物等8%)                                                                      | ・沖縄県知事の確認手続の導入<br>・対象資産の見直し<br>・取得価額要件の見直し<br>・適用期限を3年間延長                                  | 伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町(水納島に<br>限る。)、うるま市(津堅島に限る。)、南城市(久高<br>島に限る。)、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉<br>敷村、久米島町、北大東村、南大東村、宮古島市、<br>多良間村、石垣市、竹富町、与那国町                                |

(※) 対象法人を、事業者計画について沖縄県知事の認定を受けた法人のうち、付加価値額の一定割合以上の増加などの基準に適合することについて県の確認を受けた法人とする。

【その他のR4改正案】 繰越税額控除制度について、適用期間を沖縄県知事の認定を受けている期間に限定する。

### 沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置の段階的廃止等(案)

- 沖縄県産酒類に係る酒税の特例は、沖縄の本土復帰に伴う激変緩和措置として、本土復帰前から酒類を製造していた製造場が製造し県内に出荷する酒類について、酒税を軽減するもの（沖縄復帰特措法）。
- 復帰50年を迎え、酒類製造業界から自発的かつ積極的な提言がなされたことなどを踏まえ、酒類製造業者の自立的発展に向けた施策の一環として、酒類製造業者への影響や予見可能性を考慮して最長10年をかけて段階的に廃止する。

#### 〔軽減割合〕

##### 単式蒸留焼酎（泡盛）

| 前年度県内課税移出数量      |  | 改 正 案     |           |           |           |            |           |
|------------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|
|                  |  | 現 行       | 改 正 案     | 改 正 案     | 改 正 案     | 改 正 案      |           |
|                  |  | ～R4年5月14日 | R4年5月15日～ | R6年5月15日～ | R8年5月15日～ | R11年5月15日～ | R14年5月15日 |
| 1,300kℓ超         |  | ▲35%      |           | ▲25%      | ▲15%      | ▲5%        | 廃止        |
| 200kℓ超～1,300kℓ以下 |  |           |           | ▲30%      | ▲20%      | ▲10%       |           |
| 200kℓ以下          |  |           |           | ▲35%      |           |            |           |

##### ビール等（単式蒸留焼酎以外の酒類）

| 現 行       | 改 正 案     |                            |                          |
|-----------|-----------|----------------------------|--------------------------|
| ～R4年5月14日 | R4年5月15日～ | R5年10月1日～<br>＜ ビール類税率見直し ＞ | R8年10月1日<br>＜ ビール類税率統一 ＞ |
| ▲20%      |           | ▲15%                       | 廃止                       |

39

### 新たな国際課税ルールについて

#### 課題

- 市場国に物理的拠点(PE:Permanent Establishment)を置かずにビジネスを行う企業の増加
  - 現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのPEの事業から生じた所得へ課税できるため、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き
  - 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。
  - 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。

- 2015年の「BEPS最終報告書」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題（法人課税）について、作業を進めることに合意。  
※ BEPS: Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転）
  - OECD/G20の「BEPS包括的枠組み」（現在は約140か国・地域が参加）において議論が進められ、2021年10月8日、2つの柱による解決策に合意。
  - 第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）：2022年に多国間条約策定、各国国内法改正、2023年の実施が目標。  
第2の柱（グローバル・ミニマム課税）：2022年に各国国内法改正、2023年（一部は2024年）の実施が目標。
- ⇒いずれも、我が国は令和5年度改正以降の税制改正を予定。

40



## 令和4年度税制改正大綱（抄）

令和3年12月10日  
自由民主党  
公明党

## 第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

## 2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

## (1) 個人所得課税のあり方

## ② 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制を構築することが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

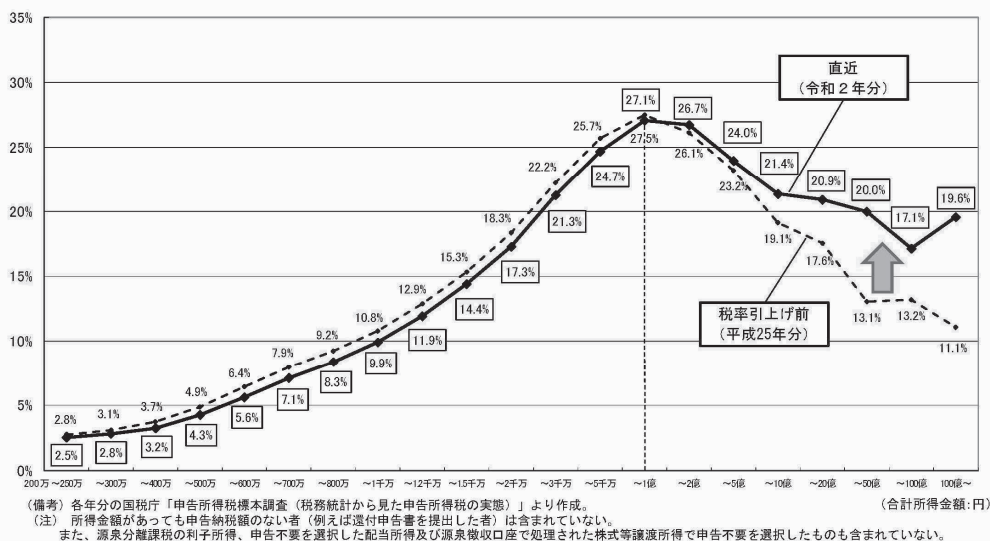
こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとすべく、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しに向けて、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、老後に係る税制について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

なお、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。

41

## 申告納税者の所得税負担率

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



42

## 主要国における給与所得課税と金融所得課税の概要

(2022年1月現在)

|                 | 日 本                                                      | 米 国<br>【ニューヨーク市】<br>※下記のほか、高所得者に対し追加的に税が課される(注3)                                                                                                           | 英 国                                      | ド イ ツ                                                                         | フ ラ ンス<br>※下記のほか、高所得者に対し追加的に税が課される(注5)                                                                                              |
|-----------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 給与所得<br>課税      | 総合課税<br><b>10～55.99%</b><br>〔所得税、復興特別所得税、個人住民税の合計(以下同じ)〕 | 総合課税<br><b>17.1～51.8%</b><br>〔連邦税:10～37%<br>州・地方政府税:<br>7.1%～14.8%〕                                                                                        | 総合課税<br><b>20、40、45%</b>                 | 総合課税<br><b>0～47.5%</b><br>〔所得税:0～45%<br>連帯付加税:<br>税額の0～5.5%〕                  | 総合課税<br><b>9.7～54.7%</b><br>〔所得税:0～45%<br>社会保険関連諸税:<br>9.7%〕                                                                        |
| 利子課税            | 源泉分離<br>課税<br><b>20.3%</b>                               |                                                                                                                                                            | 段階的課税<br>〔分離課税〕<br><b>0、20、40、45%</b>    |                                                                               |                                                                                                                                     |
| 配当課税            | 申告分離と<br>総合課税と<br>の選択<br><b>20.3%</b><br>※総合課税も選択可       | 〔連邦税〕<br>段階的課税<br>〔分離課税〕<br>+<br>〔州・地方政府税〕<br>総合課税<br><b>7.1～34.8%</b><br>〔連邦税:0、15、20%<br>州・地方政府税:<br>7.1%～14.8%〕<br>※株式譲渡益は、12ヶ月以下保有の場合、総合課税(17.1～51.8%) | 段階的課税<br>〔分離課税〕<br><b>7.5、32.5、38.1%</b> | 申告不要<br>〔分離課税〕<br><b>26.4%</b><br>〔所得税:25%<br>連帯付加税:<br>税額の5.5%〕<br>※総合課税も選択可 | 〔分離課税〕<br><b>30%</b><br>〔所得税:12.8%<br>社会保険関連諸税:<br>17.2%〕<br>又は<br>〔総合課税〕<br><b>17.2～62.2%</b><br>〔所得税:0～45%<br>社会保険関連諸税:<br>17.2%〕 |
| 株式<br>譲渡益<br>課税 | 申告分離<br>課税<br><b>20.3%</b>                               |                                                                                                                                                            | 段階的課税<br>〔分離課税〕<br><b>10、20%</b>         |                                                                               |                                                                                                                                     |

(注1) 税率は小数点第二位で四捨五入している。

(注2) 日本の配当課税は、上場株式等の配当(大口株主が支払を受けるもの以外)についてのものであり、申告不要も選択可。株式譲渡益課税は、特定口座で源泉徴収を行う場合、申告不要も選択可。

(注3) 米国では、閾値(単身者:20万ドル(2,280万円)、夫婦合算:25万ドル(2,850万円))を超える総所得がある場合、その超過分に対して、純投資所得(利子、配当、短期・長期キャピタルゲイン等)の範囲内で、追加で3.8%の税が課される。

(注4) ドイツでは、資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとってかえって不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.4%の源泉徴収税のみが課税される。

(注5) フランスでは、2019年1月から財政赤字が解消するまでの期限措置として、雑所得に一定の控除等を差し戻す等の調整を加えた額が閾値(単身者:25万ユーロ(3,250万円)、夫婦:50万ユーロ(6,500万円))を超える場合、その超過分に対して、追加で3～4%の税が課される。

43

## 令和4年度税制改正大綱(抄)

令和3年12月10日  
自由民主党  
公明党

## 第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

## 1. 成長と分配の好循環の実現

## (8) 経済と環境の好循環の実現

気候変動問題などの地球規模の課題が顕在化している。IPCCによれば、極端な気象現象の増加や人の健康・生態系へのリスクは、工業化以降の平均気温の上昇が1.5℃の場合において増加し、2℃においては更に増加すると予測されている。持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえ、持続可能な社会を構築するためにも、パリ協定に基づき、脱炭素化に向けた取組みを加速することが重要である。わが国は、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すとともに、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを46%削減することを目指し、更に50%の高みに向けて挑戦を続けることとしている。

カーボンニュートラルへの取組みは経済社会の変革を伴うものであるところ、国内外の資金を最大限活用し、社会全体の適切な移行を支援しつつ、新しい投資や技術革新を促すことを通じて、産業の競争力と日本経済の成長力につなげる。わが国が新たに設定した意欲的な削減目標を実現するためには、技術革新及びその社会実装を進めるとともに、企業・個人を含めあらゆる行動主体が脱炭素を優先する社会を構築することが必要不可欠である。グリーン社会の実現にかかる利益の享受とともに必要な負担も国民全体で分かち合うといった視点が重要であることにも留意する。

## 第三 検討事項

4. カーボンニュートラル実現に向けたポリシーミックスについては、政府の議論も踏まえつつ、産業競争力の強化、イノベーションや投資の促進につながり、成長に資するものとなるかどうかという観点から、専門的・技術的な検討を進める。その際、現下の経済情勢や代替手段の有無、国際的な動向やわが国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえ、国益の観点から、主体的かつ戦略的に検討するものとする。

44

## 税に対する理解を深めるための取組事例

## 《もっと知りたい税のこと(令和3年6月)》



パンフレット



動画

※1 財務省YouTubeチャンネルにて動画公開中  
 ※2 電子書籍化し、無料配信中

## 《令和4年度税制改正》



パンフレット

令和3年度  
税制改正動画

※1 財務省YouTubeチャンネルにて動画公開中  
 ※2 令和4年度税制改正動画についても制作準備中

## 《財務省主税局×うんこドリル》



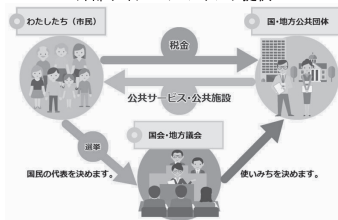
冊子



ゲーム

※財務省HPにて「冊子」と「ゲーム」公表中

## 《外部サイトへのコンテンツ提供》



Yahoo!きっず

## 《租税教育》



【国税庁HP】

<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/education/index.htm>

## 《税制メールマガジン》



メルマガ

税制メールマガジン

で

検索

【財務省HP】

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/mail\\_magazine/index.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/index.htm)